

令和元年小布施町議会 6 月会議会議録

議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年 6 月 6 日 (木) 午前 10 時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (14 名)

1 番	寺 島 弘 樹 君	2 番	水 野 貴 雄 君
3 番	関 良 幸 君	4 番	竹 内 淳 子 君
5 番	中 村 雅 代 君	6 番	福 島 浩 洋 君
7 番	小 林 一 広 君	8 番	小 西 和 実 君
9 番	大 島 孝 司 君	10 番	小 淵 晃 君
11 番	関 谷 明 生 君	12 番	渡 辺 建 次 君
13 番	小 林 正 子 君	14 番	関 悦 子 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市 村 良 三 君	副 町 長	久 保 田 隆 生 君
教 育 長	中 島 聰 君	総務課長補佐	中 條 明 則 君
企画政策課長	西 原 周 二 君	健康福祉課長	林 かおる 君
健康福祉課長補佐	永 井 芳 夫 君	産業振興課長	竹 内 節 夫 君
産業振興課長補佐	富 岡 広 記 君	建設水道課長	畔 上 敏 春 君
教 育 次 長	三 輪 茂 君	監 査 委 員	畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長 山崎博雄 書記 柘津貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。

朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可いたします。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（関 悦子君） 最初に、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 皆さん、おはようございます。

通告に基づいて3点質問します。

1点目、雁田山の松枯れ対策について質問します。

一昨年2017年の6月会議一般質問において、私は雁田山の松枯れが目立ち始めていることを指摘し、早期対策を求めました。対する答弁は、予算が限られているなど明確な早期対策の表明がなく大変心もとないものでしたが、地元森林組合と伐採処理を行っていくというものでした。その後、年内に被害樹の伐採がされ、昨年はほぼその効果があったかと、早期対策の一定の成果はあったと思われました。

ところが現在、残念なことに雁田山の尾根筋にまたもや松枯れの進行の兆候が見られます。雁田の人々は、松枯れが始まった今のうちに何とかしなければと、雁田山を見上げては心配されているとお聞きしています。松枯れは誰の目にもわかりやすいものでありますから、町理事者はもとより町民の皆さんにもぜひ見て、目視で、ああ、あの尾根にも松枯れがあると関心を持っていただきたいのであります。

私が申し上げるまでもなく、雁田山は小布施のシンボル、象徴と言える山であります。雁田山を愛する会ができたほどです。また、町が「ふるさと小布施の山、雁田山の自然と文化」という研究書を編集、刊行したほどの、町民誰もが親しみ、また誇りにできる姿をした山であります。この雁田山が松枯れで赤く覆われてしまわないよう、至急早急に、また綿密に対策を講じていただき、前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） おはようございます。

それでは、ただいまのご質問に私のほうからご答弁申し上げさせていただきます。

松の保全に関しましては、松くい被害が全県下に広がっている中で、被害の拡散防止はもちろん景観面からも大切であり、対策を図っておるところでございます。

被害の拡散防止に向けた対策として、マツノザイセンチュウを媒介する松のマダラカミキリ虫の薬剤駆除を行っております。この方法としては、松の樹体内に越冬、羽化したカミキリが、アカマツ、松の皮を求め飛散する時期を見計らいまして松林全体に薬剤を散布する薬剤散布方法と、枯死した松の樹体内にいるカミキリを幼虫の段階で処分する薫蒸、破碎処理の方法が林野庁からは示されておまして、当町ではこの薫蒸、破碎処理方法をとっておると前回のご答弁でも申し上げました。この薫蒸、破碎処理の効果を高めるためには、松にカミキリムシの幼虫が寄生している間に行うことが効果的とされ、時期的にはカミキリムシが松に産卵する秋ごろから羽化して飛び立つ春までの間とされておりまして、町でもその被害量に応じまして、これまでも春と秋とこのシーズンに分けて処分作業を行ってきており

ます。

今年度は、ご指摘のように非常に山の尾根筋に立ち枯れが目立っておりまして、景観を損なっております。このため、ことしは今まで以上に早期に伐倒処分を行っていただくよう、去る5月27日に森林組合さんと作業委託契約を締結しまして、今月1日より処分に入らせていただいております。

しかし、これまでもそうだったように、この作業工程の全てが人力によるものでありまして、加えて雁田山は場所によってはかなり急峻な岩場に自生する松もありまして、伐倒はできても薬剤処分の行えない被害木、あるいは伐倒そのものに行えない、こういう場所にある被害木も実際にはございます。伐倒できない木はもちろんのこと、伐倒しても薬剤処分の行えない被害木につきましては、これは国の補助対象にならないということから、これまでは町ではこうした薬剤処分の行えない場所にある被害木については放置せざるを得なかったということも実際ございます。

しかし、ご指摘のとおり、雁田山という里山の良好な景観保全の観点から、昨年からはなんですけれども、可能な限り、薬剤処分はできなくても伐倒できるもの、倒せるものは倒して、その景観保全に努めてまいりたいということで、昨年よりその切り捨て作業といったものも、これは町の負担になるわけですが、とり行ってきておるところでございます。

ことしも立ち枯れが目立っておりまして、薬剤処分の行えるものから作業を進めていただくとともに、薬剤処分が行えない被害木であっても、可能な限りこうした切り捨てを行っていただきたいというふうに考えておるところでございます。

町における山林の実情から、松くい被害に対する処分財源となります補助金配分額は減少傾向にあります。このため、補助対象となっても補助金配分額を超えてしまうときは、その超過する作業費の全てが町の負担になります。このため、極力薬剤処分を行っていただくようお願いはしていますが、どうしても行えない被害木に係るこうした木の処分費については、何とか町の予算の中でできる限り予算措置を図ってまいりたいと考えておるところです。

こうしたことにつきましては、県でもその里山の景観保全などに向け森林づくり県民税を創設しております。森林の有効活用につながるよう、事業財源として当町でも活用しております。

また、国でも森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に向け、必要となる伐採や造林、保育等、施業の必要性を捉え、適切な管理が行えていない森林の維持、管理を定める森林経営管理法が公布されまして本年4月より施行されております。この法律に基づきまして、今後全

市町村に対し森林整備に向けた財源として森林環境譲与税が配分される予定です。当町でもこの額が示され次第、事業実施案としまして議会にお諮りをしてまいりたいと考えております。

この森林環境譲与税では、直接的な松くい被害木の処分といったものは行えませんが、良好な森林環境づくりを目的とした活用が求められていることから、松くい被害木を含むその立ち枯れ木の処分、こういったものに使えないかということで現在検討しております。

しかし、配分予定額が現在町の森林実態から非常に少額なことが予想されておりました、十分な財源確保には至らないことも予想されております。加えて、実際に作業を行っていただく森林組合さんでも作業員の確保という課題も非常にありまして、こうした松くい対策を含む森林整備に当たりましては、財源とそれから人員の両方が不足という課題もございます。

こうした状況ではありますけれども、森林や里山の維持保全、これは国や県もその必要を認めておりますし、また、町においてもその大切さは、これも議員ご指摘のとおりだと認識しております。

そうしたことをもちまして、町でもこうした対策等を有効に活用しながら、松くい対策を初め必要な森林整備事業といったものは進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ただいまの答弁で、6月1日から伐倒に踏み切っていただいているという大変うれしい報告でした。

今、松枯れが蔓延している中信の筑北地方のなだらかな山と違って雁田山は急峻で、特に松林は岩場など尾根の最も急なところにあります。ここでの伐採作業は大変なものと想像されます。松枯れ被害樹の伐採作業は、資材を背負っての山登りを初め危険を伴う大変なものとお聞きしています。早期に予算化し、ただいま、予算化をとっていただき、また十分な時間と人員、また、安全に除去、伐採が行えるよう、長野県からの補助金、先ほども500円の森林税のほかに森林環境譲与税が設けられ、そちらのほうからも補助をいただくということでしたが、長野県からの補助も、しっかり私たち500円ずつ払っているものに対して、それらをしっかりと小布施町もいただいて、獲得していただいて、十分な人員の確保とか、そういう点で安全に安全を重ねた伐採をぜひ行っていただけますように、また、その辺のところでの答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 竹内課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、作業の実態を捉えて安全の確保ということでございます。それにつきましては、重々承知しておる中で、実際に作業を行っていただく森林組合さんとも、極力薬剤処理をお願いしたいということは申し上げておりますけれども、できる範囲ということで、お互い理解の中で進めさせていただいております。

それから、それに伴う予算、財源の確保ということでございますが、実はこれ一昨年のご質問の際にもご答弁申し上げましたが、なかなか町の松くいの実態といったものが、俗に言う水際対策をもう既に過ぎてしまっていて蔓延防止という部分に移行していると。その中で町の、例えば松の材としての使用ですね、建築材として使うとか、あるいはマツタケというんですか、そういった副産物をもって作業とするということが行われてはおりません。そういう中で、なかなか国からの補助配分、あるいは県からの補助配分といったものが減少してきておるということが実態としてございます。そういう中ではあるんです。

それともう一つは、ご指摘のありました森林づくり県民税、それから今度新しく創設されます森林環境譲与税等もあるわけなんですけれども、これらにつきましては、森林づくり県民税につきましては、松くい対策として使える範囲が定められております。ですので、当町もその範囲内にある松くいは、当然こうした県民税を財源として処分は行ってきております。しかし、その範囲のほかにある松くい被害、あるいは先ほども申し上げました森林づくり環境譲与税におきましては、直接的な松くい被害には使えないと、あくまでも良好な森林づくりというところでその利用を図りなさいということが定められております。ですので、町としましても直接的な松くい被害ではないんですが立ち枯れ木の除去等々、そういう観点からの森林整備といったものにこれを何とか使えないかということで、現在財源確保あるいは検討といったものを、その使途の検討といったものをしていところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（関悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2つ目の小布施橋長寿命化対策を県に求めた結果はどうであったかについて質問します。

まず、昨年11月15日の小布施橋の連結部伸縮装置の損傷事故後の対策はどのように考えているのかであります。

損傷した伸縮装置連結板が取りかえられて一件落着、これでよしと町は考えているのか、

現在の状況が本復旧の補修工事完了の状態と考えているのか、まずは答弁ください。

そもそもこの損傷事故の発生と通行どめ等の措置、その後の復旧への取り組みは、全て小布施橋を管理する須坂建設事務所により行われ、小布施橋が所在し最大の利用者である小布施町に対しては、電話やメールでの通告や情報提供であったとの12月会議の答弁でしたが、それは余りにも町と町民を軽視している態度だと私は指摘し、建設事務所に是正させるべきだと求めました。課長はそれを認めましたし、町長も県庁の担当部署に直接申し入れる旨の答弁をされました。町からのそれらの主張に対して、建設事務所また県庁はどのような反省と是正の表明をしたか、お答えください。

2つ目として、須坂建設事務所も今回の伸縮装置の破損事故を踏まえ、より一層安全で安心な小布施橋整備を行っていくとのことですが、それは具体的にはどのような対策をいつ行ってくれるのか、今後の具体的な計画が示されたのかどうか、答弁ください。

今回、伸縮装置の破損は、国道18号へ向かう方向の車線での損傷でした。ご承知のように小布施橋の通行車両は誰の目にも明らかなように、18号へ向かう車線は砂利やコンクリート製品を満載したダンプカーや大型貨物車が頻繁に通行します。そして、逆方向には、空荷のダンプカーであります。こうした偏った車両の通行もひずみとなって橋の構造に大きなストレスをかけていると、素人の私にも容易に想像がつかます。つまり、昨年11月の損傷は、今後も小布施橋のいたるところで起こる可能性があるということです。

昨年9月議会の答弁によりますと、須坂建設事務所からの回答として、30年1月の点検の結果、塗装は橋の機能に支障ないが、予防、保全の観点から措置が望ましい。そのほかに早期に措置が必要な部分が2カ所確認され、早期の修繕を進めるとありました。塗装について措置が望ましいとされたのは一步評価できるのですが、早期とはいつでしょうか、大いに早期に進めていただくよう、引き続き働きかけをお願いしたい。いま一つ、早期に措置が必要な箇所が2カ所確認と点検報告にあります。昨年11月の損傷は、この2カ所のうちに含まれていたものかどうか、答弁ください。

重要なことは、建設事務所からの点検の報告は、常に構造上の問題は発見されなかったということでした。今回、損傷箇所の取りかえで事を終わらせないように、小布施橋の長寿命化対策への本格的かつ早急な対策への機会となるように強く求めるものです。そのとき、塗装の塗りかえが緊急に必要なこともきちんと要請していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） おはようございます。

小林正子議員の小布施橋の長寿命化についての質問にお答えを申し上げます。

昨年11月15日に発生をしました小布施橋の損傷事故の対応につきましては、平成30年12月会議に議員より質問があり、お答えをしているところですが、重複する部分等ございますが、改めてお答えを申し上げます。

昨年11月15日に発生しました小布施橋の一部損傷につきましては、朝8時15分ごろ、小布施橋を渡っていた方から、小布施橋のジョイントに異常があるとの連絡が須坂建設事務所にあり、須坂建設事務所では現地を確認し、9時20分に通行どめの判断をし、準備等をする中で10時40分に通行どめを実施しております。須坂建設事務所の現地確認では、橋梁継手部の破損を確認しましたが、緊急調査を行った結果、継手部のコンクリートが破損し段差が生じたものであり、橋に重大な影響がある損傷でないことを確認しております。このため、段差部に仮設鉄板を敷くなどの応急対応を行い、同日の夜7時に通行どめの解除を行っております。その後、県では損傷した伸縮継手の取りかえ工事の着手に向け契約手続を行い、製品を工場にて製作後、本年3月14日に取りかえを完了しております。

また、通報がありました箇所と同様の損傷のおそれのあるほかの箇所もあわせて復旧工事を実施しております。

工事につきましては、夜間通行規制について県・町で利用者への周知方法などを調整し、広報を実施し、小布施橋を利用されている方々のご協力により安全に工事を完了することができております。

議員ご質問の中に、今回の損傷した部分については、点検した段階での損傷の危険箇所2カ所に含まれているかということですが、継手部分、今回の場所につきましては、その箇所には入っていなかったというふうに聞いております。

また、県との十分な調整をして実施をしたほうがいいのではないかとのご指摘等をいただきまして、県のほうにもそのような申し入れをしまして、3月14日の工事に向けまして、きっと1月下旬ぐらいだと思いますが、今後の予定につきまして工事日程等が確実になってきましたので、建設事務所が当町のほうに出向きまして、今後の計画等について打ち合わせ等を行い、誘導看板等につきましても1カ月以上前に設置をする中で、工事のほうを実施をしているという状況でございます。

それで、全ていいのかということですが、今後県のほうとさらに安全点検につきましてお

願いをしていきたいというふうには考えているところでございます。

2点目の長寿命化に対する検査と今後の計画についてですが、長寿命化に向けた橋梁の点検につきましては、平成26年の道路法改正により5年ごとに橋梁の法定点検を行うこととなっております。

小布施町の実施状況について管理者である須坂建設事務所に確認をしたところ、建設事務所からは次のような回答をいただいています。先ほど議員のご質問の中にありましたように、点検につきましては平成29年度、実際には平成30年1月に行った近接目視における橋梁点検においては、小布施橋を支承、橋台と橋脚上で橋桁を支持する部分になりますが、支承板、道路舗装面の下の部分で、車などの荷重が直接係る部分などの一部においてひび割れやトラス、以前より議員より景観的によくないと、さびている部分ですが、の塗装劣化などが確認されたため、本年度から国の交付金による修繕事業に着手することとなっております。

本年度は橋梁の詳細点検を含めた補修設計を実施をし、来年度以降、補修工事を実施する予定となっております。それとともに定期的な点検、診断や日常のパトロールなどにより橋の状態を確実に把握し、安全を確保するとともに適切な維持管理により長寿命化へ取り組んでまいりますとのことでした。

議員おっしゃるとおり、小布施町にとって、また、長野市へ通勤する方々にとって生命線とも言える重要な橋であります。町としまして現在計画されている補修工事の状況を注視するとともに、情報共有を図り、さらなる安全確保について須坂建設事務所へお願いをしております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 来年度以降、補修工事を実施する予定というふうになっております。

今年度は補修工事のための設計を実施していくという、これは前々からのこういう県の計画でありましたけれども、ここの中に私、長寿命化にとって一番大事なのは塗装の再塗装が必要じゃないかという、塗装をするためには、まずさびをしっかりと取り除いてその上に塗装をするという、これが一番大事な長寿命化の仕事ではないかというふうに思われて、その点について再三質問してまいりましたけれども、そういう点でこの本年度の修正計画を策定するに当たって、そういう点ではどのように建設事務所のほうでは考えているのか、認識しているのか、そういう点で答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

本年度、須坂建設事務所で発注する詳細点検につきましては、今、議員よりお話のありました上のトラス部分の塗装、そういうものの安全性、必要性、そういうものにつきましても今回再度調査をするということになっております。その調査結果をもとに来年度以降の修繕計画を立てるということになっておりますので、その調査結果が出た段階で、また県のほうから情報をいただく中で、塗装に向けてどのような実施になるか確認をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（関悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 3点目のことしの夏も予想される猛暑対策、熱中症対策について質問します。

ことしも猛暑が予想されています。5月の連休明けの朝は大変な低温となりましたが、下旬には猛暑となりました。6月に入っても雨が待望され、想定外の不順で局地的な気象災害が心配されます。

さて、熱中症というと、昔ならば何か物事に熱中し過ぎることぐらいに使われていたと思うのですが、ここ20年前ごろからは、熱射病、日射病にかわる猛烈な暑さや高い湿度などによって起こる健康異常のこととなり、今や誰もが理解する言葉となっています。それは、熱中症の怖さが理解されてきたことを示していますが、一方で水分補給、涼しいところで過ごすなどしか自分としてどうしたらいいのかわからないなど、その対策はおくれていると思います。

気象庁が2007年に制定した日最高気温が35度以上の猛暑日も、最近は当たり前のようになっています。長野県でも、5月の月間日照時間が東北信地方の5地点、飯山、長野、野沢温泉、軽井沢、菅平で観測史上最高気温を記録し、5月27日には、長野市で34.2℃、松本市で33.6℃、諏訪で31℃、あの高原リゾート地の軽井沢でさえ29.5℃まで上昇したと信毎は報道しています。真夏ではない5月のことです。

新聞赤旗によりますと、総務省、消防庁が6月4日に、5月27日から6月2日までの1週間に熱中症で緊急搬送された人は全国で1,251人に上ったと発表。その前の1週間、5月20日から26日では2,053人、猛暑だった昨年同時期の熱中症搬送659人の2倍に当たるということです。今年の猛暑も防ぎきれないと皆さんも感じておられると思います。さらに注目すべきは、熱中症緊急搬送者のうち65歳の高齢者が全体の47.9%になっていると発表されていることです。

こうした状況から照らして、町として町民に対するきめ細かな熱中症対策が必要だと考え、以下、具体的に質問します。

まず、情報です。テレビの天気予報やニュースでしばしば猛暑日予報が出されますが、その範囲は比較的広域で、狭くても長野県北部ぐらいです。普段から天気予報や地震があったときの震度情報では、小布施がニュースやテレビ画面のテロップに出てくることはごくごくまれで、小布施は災害のない町などと誤った理解も町外にも町内にもあるように感じます。猛暑や豪雨など想定外の地域で想定外の規模で災害が起こっているのが昨今であり、原発安全神話による小布施町安全神話はとても誤った、災害の予防や避難にとっては有害な誤解であると考えます。

そこで、まず、質問は、小布施町の気象データ、気温や降水量、風向き、風力、湿度の観測データは、長野気象台とどのように送られているのかということです。気象観測や地震、火山活動の観測監視に大事な人間による観測は縮小され、雨量観測のアメダスなどに置きかえられてきているのですが、アメダスは県内に49カ所しかありません。そのアメダスとレーダーの雨雲などにより気温や降雨の予想をしているのですが、その予報には限界があると思います。小布施町の観測データは長野気象台とどのように結びついていますか、どのように送られていますか、答弁をお願いします。

気象台からは、どのような気象データや情報が送られてきていますか、危機管理との関係はどうなっていますか、答弁をお願いします。

まず、小布施を含む地域に猛暑日の予報が出たときには、小布施町を含む地域に熱中症の予報を同報無線で町民に伝えてほしい。小布施町の防災計画、防災マニュアルには熱中症の項目はないのですが、自己責任論では防ぐことができない、言わば気象災害の一つと言えます。今後の課題として、小布施町の気象観測データを気象台に提供し受け入れてもらい、気象台のデータとあわせて解析し、小布施町に対する熱中症注意報や警報を行っていく必要があると考えますが、どうか、答弁を求めます。

2つ目として、災害に対して高齢者、子どもの犠牲が心配されます。さきの熱中症救急搬送で高齢者が50%近くあったことから、さまざまなことが類推できます。まず、高齢者が熱中症になりやすい、救急車を呼んだ人以外にも熱中症になっていた人はもっともっと多い、遠慮深く呼ばなかった、こんなことで呼んではいけないと思っている人もいるはず。高齢者は、家にいた人が多い。子どもでも、保育園や学校にいれば守られています。救急車を自分で呼んだ高齢者は、自分の状態を認識できていた。介護などを受けていた高齢者には、

ヘルパーさんがついていてくれたから熱中症にならなかった。これらを考えていきますと、ひとり暮らしや昼間ひとりになって生活している高齢者の皆さんや障がい者、小さなお子さんがいる子育て世帯は、熱中症注意報が出されてもどう対処していいかわからないということも考えられます。

そこで、やはり大切なのは人と人との関係だと思えます。熱中症になりやすい高齢者や子ども、移動の不自由な障がい者へは声かけをどう進めていくか、大切な課題であると思えます。町としてどのように考えているのか、お聞かせください。

猛暑で町民に熱中症の心配があるときに、町のエアコンの整っている施設の開放と積極的利用を進めていただきたい、そのような内容の広報もなされていますか。施設の目的外でも、熱中症にならないために緊急の居場所として利用していただきたいとの広報を進めていただきたいと思えます。このように熱中症緊急居場所として開放できる施設はどこでしょうか、まちとしょテラスなどのほかに、どこが開放され利用できるか、答弁ください。

また、博物館や美術館、銀行や郵便局、一定の広さを持ったお店など、熱中症居場所としての開放を呼びかけてほしい。これは、町を訪れている人々にもわかるように表示も必要と考えます。熱中症居場所としてたくさんの施設が登録され、開放されることを進めていただきたい。答弁を求めます。

災害時の第1避難所となっている各自治会の公会堂へのエアコン設置を進めていただきたいと思えます。

2010年の猛暑のとき、私は幼保、小・中学校の各教室へエアコン設置を求めて質問しました。当時の教育委員会では、熱中症対策として各教室に天井扇風機を整える計画でした。無理ありません、学校にエアコンなんて過保護の時代だったのです。子どもは体温と外気温の調整が苦手との今では常識の考えを、当時の町と教育委員会は真摯に受けとめてくれて、順次、幼保、栗ガ丘小学校、小布施中学校へのエアコン設置が進められました。今年の猛暑、全国で学校のエアコン設置が大きな課題となりました。小布施町の全教室にエアコンが設置されていることが知られ、すごいとの声が寄せられました。ことし近隣市町村の学校では、遅まきのエアコン設置に大わらわです。ことしだけでは終わりません。

そこで、小布施町の進んだ政策を、第1避難所となっている公会堂にも及ぼしていただきたい。耐震補強や建てかえの借金を返済途中の自治会もあると思えます。また、今年の猛暑でとりあえず役員会などで使用する1部屋にエアコンを入れたなどもあると思えます。肝心なのは、避難所として開放されるべき大広間などへのエアコン設置です。各自治会、公会堂

の現状の設置状況の差異によってどうするかの問題はあると思いますが、猛暑のときに災害があったらどうするか、エアコンがなくても避難所として大丈夫かということです。また、猛暑のときには居場所、避難所として開放する、地域の一番身近な猛暑居場所となります。

このような考え方で、自治会長、連合会とも協議しながら、公会堂へエアコンを完備することについて、補助金やさまざまな考えられる施策を進めていただきたいと願っています。

このことについて町の考えはどのように考えているか、ご答弁ください。

○議長（関 悦子君） 中條総務課長補佐。

〔総務課長補佐 中條明則君登壇〕

○総務課長補佐（中條明則君） おはようございます。

それでは、私のほうから小林正子議員の質問に答弁させていただきます。

まず、最初に、長野気象台との綿密な情報により小布施町の注意報や警報をとということでございます。長野地方気象台では、毎年4月第4水曜日から10月の第4水曜日の間を対象に、1日の最高気温が35度を超える見込みがあるときは、高温注意報、高温注意情報を出して注意を呼びかけることとしています。最近では、ご指摘のように、5月27日月曜日の朝に高温注意情報が出されております。

町といたしましても、高温注意情報が出た場合には防災情報提供システムで確認できますので、できるだけ詳細に町公式LINEや同報無線でお知らせをし、熱中症への注意喚起を呼びかけてまいります。

また、夏場には定期的に熱中症の予防についてお知らせをしております。

なお、議員先ほどご質問の中にありました、町の観測データというものにつきましては、町では雨量と風向の数値が把握できるシステムを持っておるんですけれども、なかなか機械の精度というものもございますし、それを気象台のほうと連携をとってということは現在のところは行っておりません。

それから、一応町のほうへ来る情報としては、大雨洪水警報とか注意報とか台風の関係ですね、風向の関係とか、そういうものについては来るんですけれども、気温の関係につきましては、なかなかちょっと自動的に入ってくるというものがございませんので、ちょっと先ほど申し上げた防災情報提供システムというものについては、こちらからパスワードとIDを入れて情報をとりにいくようなシステムになってございます。そういうものについては、注意深くこちらのほうでも、35度を超えそうなときには、こちらにちょっと確認をして、町のほうでも注意喚起の広報を行っていきたいというふうに考えておりますし、また、議員お

っしやるように、今後そういう町の情報と气象台等の情報がどのように連携とれることが可能かどうかという部分をあわせて、ちょっと今後また検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問でございます。高齢者、障がい者、子どもたちの見守りということでございますけれども、熱中症の対策としては水を飲むこと、体を冷やすことなどが主なものとされています。このため、水分をとること、部屋を涼しくすることを初め、休息をとること、栄養をとることなど、お互いに注意が向けられるように、「ちょっとひと涼みしませんか」とお隣やご近所で声をかけ合っていただくようお願いいたします。

特にお年寄りや熱中症に注意が必要です。また、子どもの熱中症は、乳幼児は自宅と屋外での発生が多く、児童・生徒は学校での運動中に多く発生しています。乳幼児は大人よりも熱中症になりやすいことを忘れずに、日ごろから注意し涼しくするよう啓発します。家族が暑ければ、いつでも、誰にでも起こる危険がある点に注意し、日ごろから積極的に声をかけ合いましょう。

なお、65歳以上の高齢者のみの皆さんのご家庭には、民生委員さんによる訪問の際、エアコンの適切な利用を呼びかけるチラシをお配りし、呼びかけと注意喚起に努めてまいります。その際、ご自宅のエアコンの設置状況等をお伺いし状況の把握に努め、次の施策として有効な手だてがあるか考えてまいります。

町も広報に努めてまいります。この場をおかりいたしまして、議員の皆様、町民の皆様に、ご近所での声かけをお願いいたします。

次に、3番目の冷房の整っている施設、民間施設の開放ということでございます。

夏の冷房対策、省エネ対策の一環として、国ではクールシェアを呼びかけています。1人1台のエアコンの使用を節電の意味からもやめ、涼しい場所にみなで集まって涼しさを分けあおうという趣旨で、さまざまな取り組みが行われてきております。

議員ご質問の公共施設の利用もその一環であり、ご指摘のまちとしょテラソ、あと町では健康福祉センターの交流室は、町民の方が気軽にご利用いただける施設となっております。避暑も兼ねて、施設を積極的にご利用いただければと思います。これにつきましても、熱中症への注意喚起を呼びかける際にあわせて、町民の皆さんにお知らせをしていきたいというふうに思っております。

また、美術館等につきましても、今後検討をさせていただきたいと思っております。

また、民間施設の開放につきましても、他の県等では行政がそういう施設に参加を呼びか

け、夏の期間中に来店した方への特典を設けるなど協力を呼びかけ、ホームページで協力店を紹介するなどの例もあります。こうした事例も参考に、今後商店街と協議をしてみたいというふうにも考えております。

次に、公会堂に冷房装置の設置ということでございます。

町では各自治会の公会堂を、大規模な地震や洪水が発生し自宅が倒壊したり、その危険性が高く住み続けられない町民の方が一時的に過ごす場所、避難所として指定しております。したがって、現在のところ暑さ対策の場として公会堂を避難所とすることは考えておりませんが、地震等が発生した時期が夏の場合には、昨今の暑さを考えると避難所にエアコンは必要と思われます。

ただし、エアコン設置を夏の災害発生時ごとに行うことは難しく、設置となれば常設設置となります。自治会によっては、新築の際にエアコンを設置しているところもあります。公会堂における環境整備については、町の補助制度があります。昨今の暑さを考えますと、エアコンの設置は必要と認識いたしております。町の補助制度をお知らせし、自治会からご相談があれば、積極的に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 何点かについて質問したいと思います。

まず、長野気象台、小布施町の防災計画の中には猛暑対策というのは入っていないんですけれども、その辺のところでは、今後そういうものも防災計画の中に取り入れていくべきと私は思うんですけれども、その点について、まず最初にお答えいただきたいと思います。

その上で、防災に関しては、気象台とかいろんなところからの情報がどんどん入ってくると思うんですけれども、そういう点からも防災上になると、そういう情報というのは町のほうにもどんどん入ってくるのではないかなというふうに思うので、ぜひ。

小布施町独自の情報というのをやはり引き出して、その中で、きょうは物すごい猛暑になる予報ですということを、まずは町民の皆さんに呼びかけるということが大事じゃないか。それには、同報無線などが一番効果的かと思うんですけれども、そういう時に予報ですので早目の予報が必要で、暑くなってから避難してくださいと言われても、それは手おくれになるおそれがあるので、暑くならない前に、きょうはこのぐらいの温度が予想されますのでということでやったほうがいいと思うんですけれども、そういう点でぜひその努力をしていただきたい。

それから、高齢者に関しては、民生委員さんが訪問をして、エアコンのチェックとかそういうのをやりながらエアコンを上手に使ってくださいというような呼びかけをしていくということですが、お年寄りの方はかなりエアコンに対してもったいないとか、そういうことで自分ひとりのためにお金を使っちゃもったいないというような考えをする方が大勢いらっしゃるんですね。そういう点で、私は公会堂の近くの方は公会堂に寄って、みんなでエアコンを使って涼しい場所で過ごしましょう、そのときにお茶会でもやりながら過ごしたらどうでしょうかというような呼びかけというものも必要じゃないかなというふうに思うんです。

それと、そういう点では、健康福祉センターとか、まさかテラスでお茶会はできないんですけれども、テラスに寄っていただいて本を皆さんに読みませんかというようなことなども呼びかけの一つとしてやっていていただきたいと思うし、また、児童・民生委員さんはとても大変いろんな仕事があるので、高齢者だけの暑さ対策だけで動くというのは物すごい負担が必要になってくると思うので、その辺のところでは、やはりご近所で四、五人集まってお茶会をしながらエアコンで涼みませんかというような小さな組織みたいなものもつくれると私は大変いいなというふうに思いますので、そういう点ではぜひお願いしたいと思います。

それと、小学生の下校時間ですよ。下校時間というのはかなり暑い時間に下校するようになっているので、お水はきっと持たせていると思うんですけれども、そういうときにご近所で、きょうは暑いから、ちょっとここでお水が飲める場所があったりとかそういうものがあると、子どもたちも少しは安心してお水を飲ませてもらえるというようなこともあるかと思うんです。そういうところも見守りの一つとしてお願いして、町民の方々に通学路に当たっているところをお願いをしていただくのも一つの見守りのことになるかなというふうに思うんですけれども、そういう点でどのように考えているのか。

それと、第1避難所になっている公会堂について、町長もあちこちの公会堂に行って役員さんたちと色々なお話をしてくると思うんですけれども、そういう点でこの避難所についての冷房装置については、皆さんどのように考えているのかということをお聞きしているんじゃないかと思うんです。そういう点でどのように町は考えているのか、答弁をお願いしたいと思うんです。

○議長（関 悦子君） 中條課長補佐。

○総務課長補佐（中條明則君） それでは、再質問の、ちょっと2番目の質問まで、ちょっと私のほうからお答えをさせていただきます。

一応防災計画に猛暑ということも載せて含めていったらどうかというご提案でございますけれども、当然議員おっしゃるように、このごろの暑さ、大変なものがございますので、それについてはちょっと前向きに検討させていただきたいというふうには思います。

それから、それを位置づけることによって何か小布施町の情報が詳しくとれるかなという、ちょっと質問のようにとれたんですけれども、一応、気温の情報につきましては、やはり長野気象台の情報が一番でして、その例えば高温注意情報なんかを見ますと、長野、松本、飯田、諏訪、軽井沢の5カ所について、例えば30度を超える時間が例えば10時から3時とか、そういう形でしかちょっと、それ以外のところは出てないんですね。ですので、それについては、ちょっと今後気象台等と確認はしてまいりたいと思いますけれども、ちょっとその小布施町限定的な情報というのは、なかなか難しいのではないかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） 高齢者への呼びかけ、見守りという点でございますが、ご質問でもお答えさせていただきましたように、エアコンの適切な利用ということで、しっかりとその利用をしていただく、暑いときには利用していただくということで、まず呼びかけをさせていただきたいと思います。その上で、さらに地域で見守るという部分については、皆さん、隣近所お声がけをしっかりとさせていただきたいという中で、町ではお茶飲みサロンなども各自治会、コミュニティを単位としてお願いしておりますので、そういった際に、暑いときにそういった取り組みもお茶のみサロンということで広がっていくように町としては働きかけをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） 小学校の下校の関係でありますけれども、答弁いたしますけれども、一応教育委員会でも毎月定例やっておるんですけれども、そのときも話題になった経過がございます。一応下校時刻でございますので、なかなか変えるということはちょっと厳しいんですけれども、やはり水筒ですとか、あとは放課後児童クラブ等もご利用いただく中でまた対応していければなど考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 公会堂におけますエアコンの必要性を町としてどのように考えているかというところでございます。議員ご指摘のとおり、公会堂につきましては、第1

避難所であるとともに今後いろいろな地域の活動の拠点というふうにも捉えております。そういった中で、夏場の猛暑対策としては、エアコンの必要性というのは町としてもあるというふうには認識しております。

現在、自治会のほうからの設置要望というのも具体的にいただいております。先ほど答弁のほうで申し上げたとおり、公会堂における環境整備につきます補助制度がございますので、そういった制度を活用いただきながら、順次整備ができればよろしいのかなというふうには思っております。よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で、小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（関 悦子君） 続いて、9番、大島孝司議員。

〔9番 大島孝司君登壇〕

○9番（大島孝司君） 通告に基づき、3項目について質問いたします。

1項目めとして、民生・児童委員の負担軽減をということで質問させていただきます。

民生・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱される特別職の非常勤公務員であり、介護や医療の悩み、子育ての不安など住民の幅広い相談や見守りに対応していますが、無報酬のボランティアであり、守秘義務もあります。市町村ごとの推薦会を経て知事が推薦するものであり、任期は3年で、ことしの12月が改選となります。

5月20日の信濃毎日新聞によると、民生・児童委員の年齢が県内では60代以上が9割を占め、70代以上も4分の1を上回っているとのことであり、平均年齢は、2007年に62.7歳であったものが、9年後の2016年には66.1歳にまで上昇しているとのことであります。その記事にサブタイトルは、民生・児童委員、県内の後継者探しは難しく、4割が2期以上というものでありました。県内の民生・児童委員の定数は4月1日現在で5,274人、そのうち欠員が31人、2期目以降も務める委員は全体の4割余りの2,170人、10年以上務めている人が86人もいるとのことであります。

ボランティアなので、引き受け手が見つからない場合でも強制はできなく、継続してお願いしていくという状況であります。高齢者のひとり暮らし、2人暮らし、生活困窮や児童虐待など、地域課題が多様化する中、なり手不足解消や負担軽減が必要となってきております。

そこで、以下の10項目について質問いたします。

1点目として、小布施町の民生・児童委員の平均年齢は何歳なのか。県内の平均年齢は、2007年に62.7歳であったものが、9年後の2016年には66.1歳にまで上昇しているが、小布施町の傾向はどうか、伺います。

2点目として、小布施町の民生・児童委員の定数は、本年12月からの改選で1人増ということですが、定数は何人か。そして、ことしの12月が改選となりますが、定数割れの心配はないのか、伺います。

3点目として、なり手不足解消のための対策は、今までどのように行ってきたのか。また、今後どのように行っていくのか、伺います。

4点目として、民生・児童委員の活動状況はどうか、伺います。信濃毎日新聞の記事によると、活動日数は1カ月に20日を超えることもあり、その負担感や責任の重さからか、簡単には委員を引き受けてくれないとありますが、当町での活動日数の現況はどうか。委員の負担軽減をしていく必要があると考えますが、どのように負担軽減をしていくのか、伺います。

5点目として、地域行事への参加対応はどうか、伺います。最近の中では、3月、小・中学校の卒業式、幼保3園の卒園式、4月、小・中学校の入学式、幼保3園の入園式、5月、小学校の運動会、6月、総合防災訓練、助け合いマップの整理等々、この三、四カ月を見ても地域行事への参加が多過ぎると感じますが、町の見解を伺います。

6点目として、民生・児童委員の活動費はどのように支給されているのか。例えば、地域行事への参加のための交通費、見守り、相談のための交通費、事務費などはどうしているのか、伺います。

7点目として、範囲外の仕事を依頼された場合の対応はどのように指示しているのか、お伺いします。例えば、ひとり暮らし、2人暮らしの高齢者世帯での相談のとき買い物などを依頼された場合、本来、有償のヘルパーなどが行うべき仕事を依頼された場合、どのようにしているのか、伺います。

8点目として、活動しやすくするため、個人情報取り扱いの共有化はどうしているのか、お伺いいたします。例えば、災害時の高齢者、障害者に対する助け合いマップというものが現在整備されております。しかし、児童虐待について、あるいは子どもや大人の引きこもりについては、情報が共有されているのか。また、生活困窮者についてはどうか、お伺いいたします。

9点目として、支援者の名簿づくりと共有化はどうか、お伺いいたします。

10点目として、今後の課題は何か。

以上、10項目について見解を伺います。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、大島議員の民生・児童委員の負担軽減をという質問についてお答えいたします。

民生委員は、民生委員法により設置が定められ、職務の重要性に鑑み、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員であり、児童福祉法に定める児童委員を兼ねております。また、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣より指名されます。民生委員の任期は3年で、本年11月30日までです。再任も可能となっております。

そこで、まず、1点目のご質問の平均年齢ですが、小布施町は66.8歳です。内訳は、40代が1人、60代が11人、70代が5人、1期目の委員さんが8人、それから2期目以上の委員が9人となっております。

2点目の定数についてですが、現在は17人ですが、12月の改選時から1人増の18人となります。1人増については、地区の民生委員さんや関係自治会長さんらと話をする中で、人口や世帯数及び要援護世帯などを考慮して、県へ定数要望をしました。ことしの県議会2月定例会において可決されたところです。

後任の委員の選任につきましては、前回の改選と同様、自治会長さんに適任者の推薦をお願いし、本人の同意を得て決めさせていただくところです。これまで定員割れをしたことはありませんが、今回も同様に努めてまいりたいと思います。

3点目のなり手不足解消のための対策についてですが、当町においては今のところなり手不足という状況にはないと思われませんが、一般的にはその背景として、企業等の定年の年齢の延長、それから高齢化する地域における適任者不足が挙げられております。町としては、現在の委員さんにできる限り継続して活動してもらうことも大切であると考えておきまして、活動の負担を軽減できるよう、一人一人の委員を支える体制づくりや活動しやすい環境の整備を一層進めて、なり手の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、4点目の活動状況ですが、各委員さんは主任児童委員を除き地区担当があります。地区内においてお年寄りや障がいのある人、生活に不安がある人などを定期的に見守り活動として訪問したり、話を聞いて関係機関につないだり、地域の行事への参加や地域の支え合

い活動など、さまざまな活動を行っていただいております。

また、各ケースについて定例会時に委員同士で話し合いをしていただき、情報共有しながら、より望ましい支援のあり方を検討しております。また、毎月各委員により活動件数を報告いただいております、活動実績の分析と今後の活動に役立てております。

5点目の地域行事への参加についてですが、幼稚園、保育園、小学校、中学校の入学式、卒業式、運動会などに、負担のないよう担当を決め参加していただくとともに、地区の高齢者の集まりや育成会の行事などにも参加いただき、地域の実情把握に努めていただいております。これまでの民生委員さんのご様子からは、皆さん、楽しみに地域の行事に積極的に参加していただいていると認識しております。

6点目の活動費についてですが、委員はボランティアであり、給与は支給されません。ただし、活動に要する電話代や交通費等に充てるものとして、県の民生・児童委員交付金取扱要領により県が負担することとされております。そのため、町を通じて委員本人に活動費が支給されております。

7点目の範囲外の仕事を依頼された場合の対応についてですが、例えば、先ほど議員おっしゃいました、高齢者宅を訪問した際に、ほかに代替手段がないなど、やむを得ず買い物を頼まれた場合の対応についてですが、そういったことがあったときには、定例会時に相談事例として挙げていただき、関係機関につなぐなど、ひとりで悩むことのないよう、委員同士で意見交換をして課題解決を図れるようにしております。

8点目の活動しやすくするため、個人情報の取り扱いの共有化についてですが、民生委員法第15条により守秘義務が課せられていることや、個人情報取扱事業者には該当しないことを踏まえて、活動の円滑な実施のため、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましく、法令に基づく場合や法令上の事務の遂行に協力する必要があるもの、また、本人の同意を得ることで、その事務に支障を及ぼすおそれがあるもの、そういったような場合には、本人の同意がなくても個人情報の提供を受けることができます。町の保有する個人情報についても、町の条例に基づき、本人の同意がなくても個人情報の提供を受けることができ、共有化は図られているところです。

続いて、9点目の支援者の名簿づくりと共有化についてですが、全自治会において地域支え合いマップを作成していただいております、日常生活における見守りや災害発生時の助け合いのため、町、自治会、委員の間で要援護者、支援者の名簿の共有は図られております。また、65歳以上のひとり暮らし高齢者宅にも定期的に訪問していただき、状況の把握や支援をして

いるところです。

最後に、10点目の今後の課題ですが、80歳の高齢の親に独身の50歳の子供だけの世帯、いわゆる8050問題やダブルケアなどを初め、育児、介護、障がい、引きこもり、貧困世帯が抱える課題の複合化、複雑化が顕著になってきております。さらには、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立してしまう高齢者や生活困難者などに対する支援が大きな課題となっております。

さらに、小さな町だからこそ身近な人に相談したくないという課題もあります。小布施町においては、年度当初でもたびたび申し上げているように、あらゆる困り事に対応できる相談支援体制の構築に取り組んでいるところです。精神保健福祉士や療育コーディネーターなどの専門職を確保しまして、まいさぼ信州、長野や福祉事務所など外部の関係機関とも連携しながら、さらなる相談支援体制の充実を図っていきます。これにより、あわせて民生・児童委員さんの活動が活発になり、スムーズに展開していけるような環境づくりに努め、必要な支援を引き続き行ってまいりたいと思っております。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目として、ただいまの答弁では、町の民生・児童委員の平均年齢が66.8歳であるということで、町として現在の委員さんにできる限り継続して活動してもらうことも大切であるというふうな答弁でありました。ということは、継続して活動すると、1期継続すると3歳年齢が上がるわけでありまして。今の平均年齢が約67歳、継続して活動してもらうと次は70歳、平均年齢が70歳というようなことになるわけですけれども、先ほど8050なんていう話もございましたが、逆に8070みたいな、そんなふうになっていくようなところも、町は大切であるという、そのような答弁であります。その辺について本当に高齢者を見守るのが高齢者でいいのかどうか、その辺のご見解をお伺いいたします。

2点目といたしまして、活動費に対してのただいまの答弁ですと、町を通じて県が負担されるというような答弁でございました。実際、これは自己申告によって、その活動費が委員さんに支払われるのか。あるいは、もっといい方法があつて、平均的にこのぐらいはかかっているからこれプラス幾らという、何かそんな算出の方法がないのか、お伺いいたします。

それから、3点目といたしまして、範囲外の仕事を依頼された場合の対応についてですけれども、ただいまの答弁は、委員同士で意見交換し、問題解決が図れるようにしておりますという答弁でありましたが、ちょっともう少し具体的な説明をお願いいたします。

また、4点目といたしまして、先ほどの8点目として質問いたしました内容ですけれども、助け合いマップというのは高齢者、障がい者に対する助け合いマップ、これは整備されているんですが、児童虐待あるいは子どもや大人の引きこもり、また生活困窮者についてというような個人情報の共有化、この辺はどうなってるのか、改めて質問いたします。答弁漏れというようなことで、質問いたします。

以上、4点について再質問いたします。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

まず、最初に、町として継続して活動していただくこともということに関してなんですけれども、町としては1期3年やっていただくんですけれども、やはり相談する地域の住民の皆さんにとっては、相談する相手とか民生委員さんとか、いろいろそんなにしょっちゅう変わってしまうことよりも、やっぱりその人物とかその方に信頼を寄せて相談したりとかという、そういったつながりみたいなものは物すごく大事だと思っておりますので、高齢化するという問題もありますが、お年寄りもやっぱりその人物とかその方の経験とか、そういったものを重視したいかと思っております。若くてもお年寄り、年をとってもということで、そういったことを重点に選ばせていただければと思います。

それから、活動費の関係ですけれども、これは県のほうで決められた金額で、年間一律決まった金額がもう1人当たり幾らというふうに決まっております、その金額が支給されるようになっておりますので、特に幾らかかったから幾らくださいとか、そういうやり方ではございません。

それから、範囲外の仕事を頼まれたときということですが、結構多々いろいろ訪問してお話を伺う中で、そこへちょっと近所に買い物に行ってくれないかなとか、そういう話は多分多々あったかと思うんですけれども、例えば、それが本当にその人にとって生活上買い物にも行けない状態だったり、あるいはこれは問題だなと民生委員さんがついでに多分やってしまったとしても、それが毎回毎回だったり、あるいは状況把握した中でこれは問題だなと思ったものについては、やはり関係機関に、福祉の関係あるいは生活困窮の関係とか、そういったところにつないでいただいております。また、民生委員・児童委員の中でもそういった話は定例会の中で出していただいて、それはこういうふうに対応したらどうかという話を委員さんの中で共有して対応していただいております。

あと、個人情報の共有についてですが、児童虐待とか引きこもりの関係ですが、逆に地域

の民生・児童委員さんというのは地域のことをよくある程度知っていただいているので、町としては民生・児童委員さんのほうから、こんなお宅があるんだけどというような形で情報を、それこそそういったことを上げていただくことが多いのかなと思います。そういう話があるんだけどか。また、例えば、そういうことでもしかかわりが民生委員が必要な場合は、当然児童虐待とか、そういう引きこもりの関係についても、民生・児童委員さんがかかわっていただいたほうが有効な場合は、町のほかからも情報提供してお願いしたりするということがあります。内容によって、その方の事例によって、町としても対応が分かれるところなんですけれども、民生委員さんには極力知っていただけて支援していただく、見守っていただくというようにお願いしているところです。

以上です。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） 再質問させていただきます。

ただいまの答弁では、現在の民生・児童委員の平均年齢が67歳である。それで、3年後には70歳になっても、それは町の考えでは、できるだけ継続して活動してもらうことが大切である、そういう考えであろうということで答弁ございましたが、本当にそれでいいのか、そういう感覚でいいのか。いつまでもそれを続けていく、そういう感覚でやっていくと、次の改選は平均年齢73歳と当然平均年齢が上がっていってしまうわけであります。県の平均で言いますと、9年間で平均年齢が約4歳上がったというようなデータもございます。ちょっとその辺の姿勢は、やはり若い人にどんどんやっていただくという、そういうことが大切ではないかと思えます。その辺について、もう一度再質問させていただきます。

それから、2点目といたしまして、活動費についてのただいまの説明がありました。一律にお渡ししているということで、実際にかかった交通費とか電話代とか、そういったものは加味されないということでありました。この一律というのは、具体的に金額は幾らなんでしょうか。それと、実際に支出した分の経費というものは、やはり支給するべきかと思えますが、その辺についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 民生委員さんの年齢のことにつきましてですが、そうですね、確かに高齢化は当然全国的に進んでいるというのは、もう現状だと思います。若い方たちに民生委員さんをお願いするというのも、今のところ、そんなにすぐにはちょっと難しいのかなと思いますが、当然そういう民生・児童委員さんに適任者という方については、でき

るだけこちらでも情報を集めてそういった方をお願いしていく、自治会等の住民の皆様がよく知っていると思われまますので、そういったところから情報をいただいて、できるだけそういった方にもお願いするようにはしていければなと思っております。

ただし、別にお年をとって、まだその方がまだやっていただけるというご意思があるのであれば、別に高齢であっても地域の中でしっかり活躍していただくということは大切だと思いますので、そこは特に高齢だからやめていただくとか、そういうことはないと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、活動費ですが、確認しましたところ、1人1年間5万9,000円というのがもう県の要領により決まった定額があるということで、それが支給されるということになっております。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） ただいまの答弁では、活動費についてですが一括して5万9,000円というような答弁でした。実際かかった費用については、どのように考えているのでしょうか。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 申しわけありません。その実際にかかった経費をどうされているかというのは、ちょっと私のほうでは今はっきりお答えできませんので、また調べて、後でお伝えいたします。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） それでは、次の質問をさせていただきます。

高齢者のためのスポーツ推進をということで質問させていただきます。

日本一の長寿県である長野県の中でもトップクラスの小布施町において、長寿だけでなく健康長寿を目標とすべきであり、加齢に伴う虚弱化、フレイルを遅らせ、健康寿命を延伸する取り組みが重要であると考えます。

2017年厚生労働省が公表した平成27年度都道府県別生命表の概況によると、日本人の平均寿命は、男性81.09歳、女性87.26歳と増え続けています。長野県は、男性が81.75歳で日本2位、女性は87.68歳で日本1位であります。また、5年ごとに調査いたしますので、前回調査2013年公表の平均寿命ランキングでは、男女ともに長野県が1位でありましたが、健康寿命を見てみると、長野県は、男性18位、女性16位と、上位にはランクインされていません。

寿命が長くても健康寿命が短ければ、QOL、クオリティ・オブ・ライフは低下すると思えます。平均寿命だけでなく健康寿命との開きが少ないことが大切であり、そのためには高

高齢者のためのスポーツ推進の取り組みが重要であると考えます。

そこで、以下の9項目について質問いたします。

1点目として、平均寿命を上げるのは医療の進歩によるところが大きいわけではありますが、健康寿命を上げるのはスポーツであると考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目として、QOL、クオリティ・オブ・ライフについて質問いたします。QOLは一人一人の人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことを言いますが、人は年をとってもどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているかということが大事であると考えますが、平均寿命と健康寿命の差の間のQOLに対する見解をお伺いいたします。

3点目として、長野県が22年度のデータをもとに算定した結果を27年に公表した市町村別健康寿命の算定によると、人口規模の小さな市町村、人口1万2,000人未満では、わずかな死亡数で数値が大きく変動するため参考値として公表しておりますが、小布施町は、男性がゼロ歳平均余命78.96歳、ゼロ歳健康寿命77.83歳、女性がゼロ歳平均余命87.87歳、ゼロ歳健康寿命85.09歳であります。これは県の発表ですが、町が独自で捉えている小布施町の平均寿命と健康寿命はそれぞれ何歳か、お伺いいたします。

4点目として、町が実施している健康づくりの現状はどうか、内容と参加人数について伺います。

5点目として、町が認定している社会教育団体や体育協会に所属している団体への高齢者の参加状況はどうか、お伺いいたします。

6点目として、高齢者の健康づくりにどのようなスポーツが有効と考えているか、お伺いいたします。

7点目として、高齢者のためのスポーツ推進の現状はどうか、お伺いいたします。

8点目として、フレイルについて伺います。

フレイルは、厚生労働省の報告では、加齢とともに心身の活力、運動機能や認知機能等が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で、適切な介入、支援により生活機能の維持向上が可能な状態像としております。高齢者が増えている現代社会においては、このフレイルに早く気づき、正しく治療や予防をすることが大切であると考えます。人は、加齢とともに運動機能や認知機能が低下していくのは当然のことではありますが、運動をすることによってこの運動機能や認知機能を維持させることは可能であると考えます。フレイル対策についての町の見解をお伺

いたします。

9点目として、要介護状態になる原因の中でも件数が多いのは、関節疾患や骨折、転倒などの運動器に生じる障がい、ロコモティブシンドローム、運動器症候群ですが、いつまでも自分の足で歩き続けていくためにロコモを予防し、健康寿命を延ばしていくことを目的に、おぶせスタディをスタートさせましたが、おぶせスタディの効果と結果について伺います。

おぶせスタディは、スタートして5年が経過しました。10年間にわたり調査、研究をしていくとのことでありましたが、結果はいつ出るのか、また、その結果に対してどのように対応していくのか。

以上、9項目について見解を伺います。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） それでは、私のほうから大島議員さんの質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、高齢者のスポーツ推進をということでございます。特に平均寿命、それから健康寿命、その差の間のQOLなどについて最初に申し上げたいと思います。

高齢者の健康づくりは、さまざまな面で非常に大切なことと考えております。平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とする、小布施高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画における計画目標の一つに、健康づくり、介護予防の総合的な推進を掲げ、多様な健康づくりの推進としてウォーキングによる健康維持の普及、啓発に努めることとしています。家に閉じこもりがちにならず、外に出て体力の保持、増進に努めてもらうこととあわせ、スポーツを通じて多くの皆さんと交流を図ることが重要と考えております。

次に、健康寿命の定義については、国民健康づくり運動、健康日本21では、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間としています。平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある健康ではない期間を意味し、平均寿命と健康寿命の差が少ないほうがQOLを維持することができていると考えています。

QOL、これは生活の質というふうに考えておりますが、その低下の要因はさまざまあるというふうに考えております。また、その捉え方も個人によって異なっていますが、今までできていた生活ができなくなってしまうことが、QOLが低下するということにつながるというふうに考えております。

次に、平均寿命、健康寿命についてです。町の状況は、現在確認できるもので昨年6月に

一般質問でご答弁申し上げた時点と変わっておりませんが、平均寿命、男81.7歳、女86.8歳、健康寿命、男77.83歳、女85.09歳と考えてございます。ただし、議員ご指摘のように、人口1万2,000人未満の町村ということで、わずかな死亡数の違いで数値が大きく変動する可能性が高いということでありまして、参考ということで考えているところでございます。

次に、町が行う健康づくり事業の現状ということでございます。

町が行う健康づくり事業についてですが、平成30年度の実績としましてウオーキング健康教室を11回開催、延べ223名の方にご参加いただいております。また、大きなイベントとしまして、晩秋の農村散策ウオークの開催をいたしました。11月18日に行い、137人の参加を得ております。

また、介護予防普及啓発事業でもさまざまな事業を行っておりますので、そちらの実績も述べさせていただきます。いきいきサロン3カ所、延べ325回開催、延べ2,432人参加でございます。ダンスで脳元気教室、12回開催、延べ230人、実人数30人。チャレンジのど自慢教室、12回開催、延べ163人、実人数27人。独居高齢者交流会、4回、延べ126人参加。はつらつお笑い演芸会、3回、延べ932人、これは敬老会の寄席を含んでの数字でございます。

次に、町民の皆さんに主体的に担っていただいている地域介護予防活動支援事業について申し上げます。転倒予防教室、24回開催、延べ636人参加、実人数は51人です。ダンスで脳元気教室、12回開催、延べ210人、実人数は30人でございます。脳のリフレッシュ教室、12カ所で開催、延べ139回開催しておりまして1,220人、実人数では154人の参加ということでございます。

また、補助によりまして支援を行っているお茶のみサロンは、町内の自治会及びコミュニティ単位で開催し、12カ所、延べ124回開催し、延べ1,271人にご参加いただいております。ご登録いただいている人数は、196人です。

社会教育団体や体育協会所属の高齢者の参加状況について申し上げます。町が認定している社会教育団体と体育協会所属団体を合わせると、95団体となっております。全ての団体名簿に年齢が記入されているわけではないので正確な数は持ち合わせておりませんが、延べ2,686人が登録され、65歳以上と思われる皆さんは1,276人で、割合は47.5%になるものと考えております。

次に、高齢者の健康づくりにどのようなスポーツが有効と考えているか、高齢者のためのスポーツ推進の現状はという点について答弁をさせていただきたいと思っております。

最初の、健康寿命は、スポーツに対する見解でも申し上げましたとおり、高齢者の健康づ

くりはさまざまな面で非常に大切と考えております。多様な健康づくりへの推進として、スポーツへの参加も大切と考えております。町ではお一人でも行えるウォーキングによる健康維持の普及啓発に努めています。高齢者の健康づくりは、体力の保持、増進とあわせ、多くの皆さんが交流を図りつつ取り組めるスポーツが有効というふうに考えます。

なお、スポーツ推進の現状は、社会教育団体や体育協会主催の高齢者の参加状況から見ますと、多くの皆さんが何らかのスポーツ活動に自主的に参加されている様子がうかがえます。なお一層、健康づくりの観点からスポーツ活動に参加いただけるようお願い、老人クラブ連合会の要望に沿って町でグラウンドゴルフの道具を購入し、貸し出すなどしております。現在、老連で普及に努めているところで、本年度も購入を予定しているところでございます。

また、老人クラブ連合会の主な活動としてスポーツ・レクリエーション活動にも取り組まれておりまして、ゲートボール大会、マレットゴルフ大会、囲碁ボール大会、輪投げ大会、グラウンドゴルフ大会、またゴルフ大会など行われておりますが、老人クラブ連合会の加入者数を調べますと424人というふうに非常に少ないかなというふうに感じているところでございます。老人クラブ連合会などの活動にも積極的にご参加していただくことも、一つ課題かなというふうに考えているところでございます。

次に、フレイル対策についての町の見解であります。議員ご指摘のとおり、フレイルとは心身の脆弱性が出現した状態であるというふうに考えておりまして、早く介入することでもとに戻る可能性があります。高齢者のフレイルは、生活の質を落とすという大きな問題を抱えておりますし、さまざまな合併症も引き起こす危険がありまして、その対策は議員のご指摘のとおり、非常に大切なものと考えております。

次に、おぶセスタディの効果と結果についてということでございます。

おぶセスタディは、小布施町における就労、食事、運動など生活全般で考えられる予防因子を分析し、住民が自立した健康で豊かな人生を送ることができるよう、健康に関してさまざまな視点から調査、研究するものであります。

この中でロコモティブシンドローム予防調査研究として、おぶセスタディ健診を実施してきました。第1次結果報告会につきましては、北斎ホールを会場としまして昨年平成30年3月17日に行ったところでございます。第1次調査への参加状況につきましては、50歳以上の町民1,297名の皆さんに検査、受診への協力をお願い申し上げまして、男性205名、女性210名、合計415名の皆さんが実際に新生病院において検査、受診していただいております。各年代を5歳刻みに区切り、各年代男性25名、女性25名を基本としてご協力をいただいき

たところでございます。

研究は4年目で一つの区切りを迎えておりまして、今後は信州大学や新生病院とも連携し、数年後に第1次調査へ参加いただいた皆さんのその後の状況を確認していただく第2次調査を行っていくという方向でただいま調整中でございます。

第1次調査の結果から、健康長寿の半分は遺伝子の影響があるが、残り半分は生活習慣や食習慣の影響により個人の努力で維持していくことが可能との見解をいただいております。また、加齢とともに心身の活力、特に運動機能の衰えが進行していくことから、おぶせスタディでは、立つ、歩く、走る、座るなど、議員ご指摘の身体移動に関するような機能、移動機能にかかわるロコモの有無と重症度判定が行われておりまして、重症のロコモ度2と判定された方の割合が、50歳代で男2.0、女性6.2という割合が、80歳代では、男64.4、女性62.5というような結果で、非常にフレイルといえますか、運動機能が低下しているという様子がかがえます。

ロコモとは、フレイルにつながる運動機能の低下に着目したものですので、この運動機能を維持していくための簡単なロコトレ運動を提案していただいております。バランス能力をつけるロコトレとして片足立ち、下肢の筋力をつけるスクワットをご提案いただいております。今年度から、高齢の皆様に対する適切な運動となるロコトレを新生病院とともに取り組む病院機能活用事業として、第1次調査へ参加いただいた415名の皆さんや保健福祉委員会活動などを中心に紹介し、実践するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） それでは、4点につきまして再質問させていただきます。

まず、1点目は、健康寿命、小布施町の健康寿命なんですけれども、先ほどの答弁では男性が77.83歳、女性85.09歳というような答弁でございました。これは、長野県の衛生部で平成27年に公表した数字ですけれども、小布施町独自でどのように捉えているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

というのは、この健康寿命というのは、人口1万2,000人未満の市町村では、一応参考値というようなことで公表しております。その参考値という数字をもとに、例えば、この10年間にわたって、もう半分経過したわけですけれども、おぶせスタディというような事業がございます。そういう中で、一番もととなる基本の数字は、そういった県の参考値を参考にするんじゃなく、やはり小布施町独自でその数字を持っていなければ、当然のことなんですけ

れども、小布施町独自で小布施町健康寿命というものを小布施町のデータとして持っているわけではなくて、この健康寿命に関しましては算出方法が3通りありまして、日常生活に制限のない期間の平均、あるいは自分が健康であると自覚している期間の平均、あるいは日常活動がみずから自立してできる期間の平均、大体この3番目の内容が保険の要介護度のデータが出てきますので、この3番目のものを使っているようではありますが、小布施町では独自のこの算定についてどのようにしているのか、算定していないのか、あるいは算定しているとしたら、そのデータをお聞かせください。

それから、2点目といたしまして、高齢者のためのスポーツ推進の現状についてであります。

いろんなスポーツがあるわけですが、ゲートボール、マレットゴルフ等々、いろんな高齢者のためのスポーツがあるわけではありますが、その具体的な支援の方法、また内容についてお伺いいたします。

それから、3点目として、フレイル対策についての見解はという質問に対しましては、答弁でありますと、心身の活力が低下し、生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出現した状態であり、体がストレスに弱くなっている状態、早く介入すればもとに戻る可能性があり、その対策は重要なものと考えています、こういった答弁であります、これは私が質問した内容でありまして、質問した内容をまたそのまま答弁として使うんじゃなく、どのような見解かをお聞きしているわけでありまして、再度見解についてお伺いいたします。

4点目といたしまして、このおぶせスタディは10年にわたって研究していくと。約半分ここで過ぎたところではありますが、これにつきまして当然結果が出るわけではありますが、その結果が出た際の活用の仕方、あるいはそれをどのように利用して結果を生かしていくのか、お伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 永井課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまの4点のご質問でございますが、まず、健康寿命につきまして町独自の調査をしているかということでございます。議員ご指摘のとおり、おぶせスタディというような取り組みをしておりますが、町では独自にこういった健康寿命という算定については行っておりません。非常にこういった数値の算定につきましては、調査など現状ではちょっと難しいかなというふうに考えてございます。

次に、スポーツ推進の現状、具体的支援ということでございます。町では老連、高齢者の皆様に対しましては、老連の活動について支部活動に対して補助等をさせております。支部

の活動で具体的な事業の取り組みに対して支部に対して支援をさせていただくということ、それから、連合会本体に対しての支援をさせていただくということで、その活動とそれから具体的な事業、両面から支援をさせていただいているというところでございます。

体育協会などにつきましても、それぞれ教育委員会、公民館活動の中で支援をさせていただいているところでございまして、具体的な個々の団体ごとということについては、ちょっと今ここで資料は持ち合わせておりませんので、よろしくお願いたします。

次に、フレイルに対する考え方ということでございます。先ほど議員、最初にご質問の中で触れていただきましたことがフレイルの具体的な説明になっておりまして、町としましては、そのフレイルによって生活の質を落とすこと、それから合併症などにつながるということ懸念して対策を打っていくことが大切というふうに考えております。フレイル自体については、そういった状態にならないように努めていくことが町の責務ということで考えているところでございます。

次に、おぶせスタディ10年間の活動ということで、当初お話をしてスタートさせてきていただいております。スタディにつきましては、第1次ということで、先ほど申し上げましたように、410数名の方に健診を受けていただき、その方の健康状態がその後どのように推移していくかということを追跡して調査していくものということでありまして、今後、第2次の調査、まずこれは必要だと思っておりますので、それに向けて現在調整をさせていただいているところでございます。

また、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、第1次の結果を受けまして、ロコモということに着目した運動機能の低下を防いでいくためのロコトレ運動、これは具体的に言いますと、片足立ちと下肢の筋力をつけるスクワットということになりますが、その運動の定着と啓発ということを求められて提案をいただいております。これらについて、新生病院さんと一緒に広く住民の皆さんに紹介をし、実践するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） ただいまのおぶせスタディの中で10年にわたって研究していくと。その基本となるデータが健康寿命というのは、やっぱりロコモにしてもフレイルに対しましても、最終的には健康寿命をいかに延ばすかという、そういう取り組みであります。そういった中で、先ほど申しましたように、人口1万2,000人未満ではわずかな死亡数で数値が大き

く変わってしまうということで、あくまでもこれは参考値として県が公表している数字であります。それを、10年間にわたっていく、研究していくおぶせスタディという中で、その数値を利用しているということはちょっと疑問を感じるわけではありますが、これについて今後改めて町独自の算定はしていかないのかという点につきまして、お伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまのおぶせスタディに絡みまして健康寿命を再度町として考え直す必要があるのではないかというご質問でございます。

健康寿命の算定の仕方、議員先ほどご指摘いただきましたように方法が3つございまして、一番正確な個人の主観によらない正確なものとなるのは介護保険の要介護度ですね、2以上を自立していないというふうに考えることが適切かなと思いますので、そういった数値、単純に見ていいのかどうか若干疑問な点ありますが、そういった点から小布施町はどのような状況というのをつかめる、ある程度つかむことができると思いますので、それで正しい方法になるのかどうかはちょっと別ですが、把握に努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 9番、大島孝司議員の一般質問の途中でありますけれども、ここで昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時の予定ではありますが、再開は放送をもってお知らせをいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） ご苦労さまです。

休憩前に引き続き会議を開きます。

順次、発言を許可いたします。

9番、大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） それでは、3点目の幼児教育・保育の無償化について質問させていただきます。

子ども・子育て支援法が改正され、ことし10月から幼児教育・保育が無償化されます。3歳から5歳児は全世帯無償、ゼロ歳から2歳児は住民税非課税の低所得者世帯が無償で、認

可保育所や認定こども園、幼稚園の利用料を無料にするとのことであります。無償化の財源として、ことしの10月から消費税が8%から10%に引き上がることによる増収と言われてい
ます。

そこで、以下の7項目について質問いたします。

1点目として、町と国の負担割合はどうなるのか。消費税増税分が財源であることから、
当然国が全額負担すべきであると考えますが、実際は町の負担はどうなるのか。

2点目として、当町での対象施設はどこになるのか。認可外施設は、また、ベビーシッター
はどうなるのか。

3点目として、当町の住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児の人数は何人か。

4点目として、園児の受け入れ枠だけ増やしても保育士不足が改善されなければ保育の質
が低下するのではないかと考えます。保育士の確保についての見解を伺います。

5点目として、ある企業でのアンケート結果によると、保育士、幼稚園教諭の7割が無償
化に反対しているとのことでありますが、当町での保育士、幼稚園教諭の反応はどうか、こ
れに対する町の見解をお伺いいたします。

6点目として、園児が増えることが予想されますが、その結果、待機児童が出る可能性は
どうか、伺います。

7点目として、利用料は無償になり、給食費は実費徴収とのことでありますが、給食費の
取り扱いが幼稚園と保育園では異なり、幼稚園は全額を実費徴収ですが、保育園では一部が
保育料に組み込まれています。保育料を無償化すると保育園は給食費の一部も無償化になり、
幼稚園との間に格差が生じることになります。逆に、給食費を保育料から切り離すと、保育
園の保育料は収入に応じて決まる仕組みになっていることから低所得世帯にとっては負担が
増えることになりませんが、見解は。

以上、7項目について見解を伺います。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

〔教育次長 三輪 茂君登壇〕

○教育次長（三輪 茂君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の国と地方との負担割合についてお答えいたします。3月会議で中村議員の同様の
質問に答えておりますが、現在まで無償化に関して新たな情報がありませんので、同様の答
弁となります。

今年度分の負担割合につきましては、消費税の値上げに伴う地方の増収分はわずかである

と見込まれることから、臨時の交付金、仮称ですけれども子ども・子育て支援臨時交付金が創設され全額国費で賄われるとされていますが、金額等は、まだ詳細は分かっておりません。

来年度の公立の保育所などの負担割合は、市町村が10分の10を負担することとなっています。幼児教育無償化に係る地方負担額についても同様で、町にとってみれば保育料収入がなくなる一方、相応の収入として消費税の引き上げに伴う地方の増収分により建前上は町の負担はふえないとされていますが、不足が生じる場合には地方交付税によりこれを賄うこととされています。しかしながら、交付金や交付税の算定方法が定かではなく明確にされていないので、危惧をしているところであります。

2つ目の無償化の対象施設のご質問ですけれども、町立の保育園2園と認定こども園の認可保育施設をご利用のお子さんは、3歳から5歳児は全員が、ゼロ歳から2歳児については住民税非課税世帯が無償化の対象となります。町内に2園ある認可外保育施設をご利用のお子さんについては、基本的にゼロ歳から2歳児が入所していますので、住民税非課税世帯であれば無償化の対象となるわけですが、1園はミス・パウル保育園ですけれども、事業所にお勤めの方のための保育園であり非課税世帯であることは考えにくく、もう一園のみらい保育園はもともと保育料が無料であるため、ともに対象にならないのではないかと考えています。

また、ベビーシッターにつきましては、認可外保育施設として県に届け出をし指導監督の基準を満たすものに限りますが、現時点で町内では把握をしておりません。

3つ目の住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児の人数は、5人となっております。

4つ目の保育士確保と6つ目の待機児童の可能性についてのご質問にあわせてお答えいたします。

保育園、認定こども園の入園に当たっては、保護者の就労や介護などの要件に応じて認定を受けていただいております。3歳児から5歳児はほぼ100%が入園されているため待機児童の影響は少ないと思われませんが、ゼロ歳児から2歳児については、今般の無償化により、ご家庭で保育いただいていた方の需要が掘り起こされ園児が増加し、議員ご指摘のとおり、現場の負担増加が質の低下につながるのではないかと懸念や、保育士不足が加速し待機児童を出さざるを得ない状況になるのではないかと心配があるのも事実であります。

ご案内のとおり、小布施町に限らず保育士不足は既に多くの市町村が直面している大きな問題であり、いつ待機児童を出してもおかしくない状況にあります。できる限り保育士や幼稚園教諭の処遇改善を進めるとともに、働きがいのある魅力ある環境づくりに一層取り組み、

保育士の確保に努めてまいります。待機児童の可能性などについては、逐次保護者の方々を初め町民の皆さんにお伝えをしてみたいと思います。

5つ目の保育士の反応についてのご質問ですけれども、改めて保育士からアンケートをとったわけではありませんが、日ごろ保育士と接している感触からしますと、無償化による幼児教育の負担軽減や質の高い幼児教育の機会の保障といったメリットよりも、ご指摘のあった保育士不足の加速や質の低下といったデメリットへの懸念や不安が先に来ているように思います。

最後に、給食費の質問にお答えいたします。

現在、保育園では、主食のご飯を各家庭から持参してもらい、提供している副食費のみ保育料に含めて負担をしていただいています。認定こども園では主食費と副食費をともに提供していることから、1号認定のお子さんについては主食費と副食費を、2号認定のお子さんについては主食費を保育料とは別に負担していただいております。3号認定のお子さんにつきましては、主食費、副食費とも保育料に含めて負担していただいております。所得が低い世帯につきましては、保育園、認定こども園ともに給食費を無料としております。

給食費を初め保護者の皆さんから実費でいただく費用は無償化の対象となっておりますので、保育料に含まれていた給食費を抜き出して一定額をご負担いただく形になる予定ですが、現時点で保育料の体系は保育園と認定こども園で統一されているため、階層ごとの料金に格差が生じることはありません。階層ごとの給食費の設定はこれからになります。現在の小布施町の保育料は国の基準に比べて収入と負担の階層を細分化して設定していることから、給食費の設定に当たっても慎重に対応してみたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） それでは、5点ほど再質問させていただきます。

まず、1点目として国と町の負担割合についてであります。ただいまの答弁では、不足が生じる場合は地方交付税によりこれを賄うという、そういった答弁でございました。そうなりますと、町の負担はゼロであると断言していいのでしょうか、その辺について確認いたします。

2点目といたしましては、認可外保育園、町内でミス・パウル保育園、また、みらいく保育園、またベビーシッターなどについて、報道によりますと、こういった認可外保育園も無償化の対象となるというようなそんな報道もありますが、実際のところはどうか

か、お伺いいたします。

それから、3点目といたしまして、ゼロ歳から2歳児の人数が住民税非課税の世帯で5人おられるということであります。当然この5人は、無償化になりましたら保育園あるいは幼稚園に預けるのではないかと思います。それについては、いかがでしょうか。

それから、また、それに対する対応はどうしていくのか、お伺いいたします。

また、5点目といたしまして、保育園、幼稚園教諭からアンケートをとったわけではないというような答弁でございました。こういった現場の保育士あるいは幼稚園教諭から、なぜそういったことを話題としてアンケートなり、またいろんなお話を聞く機会をつくらぬのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） 最初の町の負担はゼロかというご質問でございますけれども、ゼロであると考えておりますが、大変危惧をしているというのが実情でございます。

それと、認可外の施設が対象になるかということでございますけれども、それちょっと明確な答え持っていませんけれども、なるか、または補助金か何かが交付されるか、どちらかの対応になるかと考えております。

それと、非課税世帯の5人、預けるかどうか、また、それぞれのご家庭の判断かと思えますけれども、預けていただく場合には、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

それと、アンケートをとらないのはなぜかということでございますけれども、日ごろから園長あるいは保育士とも話をしておりますし、改めてアンケートをとる必要はないということと考えておりますので、特にアンケートはとってございません。

以上です。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） ここで一番問題になるのが保育士不足、もう既に問題となっているわけですが、ここでまたさらに輪をかけて問題になってくるということで、この保育士不足に対する対応、これを町としてはどのようにとっていくのか、一番肝心なところで再質問させていただきます。

○議長（関 悦子君） 教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） これは本当に小布施町だけの問題ではなくて全国の保育所の課題と思えますけれども、やはり処遇の改善は当然ありますけれども、働き方、仕事といいますか保育以外にもやる仕事結構保育士ございますので、そんな働き方も含めながら職場の働

く環境を整えてまいりたいと考えております。

○議長（関 悦子君） 以上で、大島孝司議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（関 悦子君） 続いて、8番、小西和実議員。

〔8番 小西和実君登壇〕

○8番（小西和実君） それでは、通告に基づきまして順次質問させていただきます。

1点目は、小布施町における超高齢化へはどのように対応するのかということで質問させていただきます。

長野県が発表した昨年4月1日時点での年齢別人口推計において、小布施町の人口は1万495人であり、高齢化率は34.5%と公表されました。一方で、ゼロ歳から14歳までの年少人口割合は13.3%であり、およそこれは1,395人程度で、1歳当たりの平均人数はおよそ93人平均、1歳当たりに平均では100人を割っています。今の説明は、年少人口が1歳当たり100人を割っているということで申し上げました。一方で、高齢者は3,620人程度で年少人口のおよそ2.6倍であり、数字の上でも少子高齢化が顕著に見られます。現在既に高齢化率が34.5%となり、これは先ほど説明した長野県の発表した昨年4月1日時点での年齢別人口推計においてなんですが、小布施町は既に高齢化率が34.5%となり3人に1人以上が高齢者という状況で、以前の資料では、このままでは10年程度で高齢化率が40%を超えて超高齢化が進んでいくという試算になると思われております。

この高齢化の影響は、生産人口の減少、農業従事者の減少、耕作放棄地の増加、地域社会の担い手の不足など、さまざまな問題を結果として招きます。人口全体が維持されることも重要ですが、小布施の未来を担っていく年少人口を維持していくことが大切であり、また、出生率を最低でも2.0以上にしなければ、人口は増加せずに減少してしまいます。

以前に私が一般質問において、現在の定住促進施策の目的及び成果指標と、現時点でどのような成果が上げられているかについて質問した際には、町の移住や定住促進に係る施策は、小布施町人口ビジョン・小布施町総合戦略に方向性、目標を掲げ、人口の将来展望の考え方には、小布施中学校の1学年の人口が常に100人を維持することを目指し、また、人口の年齢構成を維持することを目指すとされています。年齢構成を維持するというのがここでは申

し上げられました。ということで答弁いただいているわけですが、全部署において少子高齢化や人口維持に向けたあらゆる施策を連携し、子育て支援や教育環境、福祉施策の充実なども含めて、小布施の魅力を伝えることが小布施町に住んでいただけることにつながると考えていますという答弁をいただいております。これは昨年のことなんです。

こういった形で、中学校の1学年の人数を100人に維持するということなんです。今年度の中学1年生の入学者数は、調べましたところ106名ということで目標の100名を維持していますが、ぎりぎりの水準になっています。近年の傾向を伺ったところだと、バトミントン、サッカー、バスケットボールなどのスポーツ関係の理由で県外への高校へ多数の小布施の子供たちが進学しているということでした。今後はボーダーレスな社会になってきているわけで、スポーツに限らず、文化、芸術、学問などさまざまな理由で県外の進学を目指すお子さんがこれからはより増えてくると考えられるため、それを考慮した上で小布施町中学校の1学年の人数が常に100人を維持することを目指していただきたいと思います。余談ですが。

さて、繰り返しになりますが、現在既に高齢化率が34.5%となり3人に1人以上が高齢者という現状で、以前に町行政側からいただいた資料によると、先ほどのお話なんですけれども、このままでは10年程度で高齢化率が40を超えていくのではないかと、超高齢化が進んでいくのではないかと試算もありました。この高齢化の影響はいろいろなことを招くということで先ほど申し上げたわけですが、こういう問題がある中でお尋ねいたします。

1つ目は、現在の高齢化率と10年後の高齢化率は何%なのか。

2つ目に、高齢化の進んだ10年後の小布施町の状況をどのように描いているのか。

3つ目に、高い高齢化率で推移していく今後について、小布施町としてどのように対応していくのか。

答弁いただきたいと思います。

○議長（関悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、小西議員のご質問に答えたいと思います。

小布施町における超高齢化へはどのように対応していくのかということですが、まず、1点目、現在の高齢化率と10年後の高齢化率は何%なのかということなんです。小西議員の長野県発表の資料は国勢調査をもとに推計しているため、住民基本台帳の数値を基礎としている町の介護保険事業計画の推計とはちょっと少し異なりますが、一応ご承知ください。

平成31年3月末現在の高齢者は3,708人、高齢化率は33.7%となっております。およそ10年後の2030年9月末で、総人口9,639人に対し高齢者は3,485人であり、高齢化率は36.2%という推計を出しております。

2点目の高齢化の進んだ10年後の小布施町の状況をどのように描いているかということですが、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画は3年ごとに見直すことになっておりまして、平成29年の作成の際、2025年問題もある程度見据えたものとしております。2030年度の人口推計などは行っておりますが、介護保険事業計画などで行うサービスの必要量とか給付費の具体的な状況の推計はできておりません。ただし、既に介護や福祉の労働力は不足しておりまして、このまま何もせずに推移すれば、10年後もさらに大きな課題となるということが予想されます。特に介護サービスについては、既に介護度が低い要支援1、2を対象とする通所介護や訪問介護が介護サービスの給付から外されていることから、今後要介護1、2の人も介護の給付サービスの対象外になるということが予想されます。

また、介護サービスの給付の原資となる税収について生産年齢人口の増加も見込めないということから、要介護認定を受ける人数が増加することにより、ほかの行政サービスの財源に影響するということも心配されるところです。

このようなことから、午前中の大島議員の答弁でも申し上げましたが、健康寿命の延伸が大きな町の目標となると思われまます。日ごろから自分の健康は自分で守る意識を持ち、健康診断や人間ドックを利用するなど定期的に自分の健康状態を把握するとともに、住みなれた地域での生活を継続するために、日ごろからスポーツや運動、趣味、学習活動などを通じて介護予防活動に取り組むことが重要となってきます。最近では、高齢者の持つ知識や経験が労働不足を補う力として期待されております。さらに、家族、友人、老人クラブ活動の仲間など個人的な関係性による新しいお茶飲み仲間づくりや、隣近所や自治会など地域とのかかわり合いを持ち、主体的に活動することが必要と考えております。

3点目の高い高齢化率で推移していく今後について小布施町としてどう対応していくのかということですが、さきに申し上げましたように、超高齢化社会においては、みずから健康管理や介護予防に取り組むことが大切ですが、その手段として、昨年の町政懇談会においても住民の皆さんにお話しさせていただいたように、まずは社会参加が一番効果的であると考えます。例えば、ボランティア活動とって大きく構えなくとも、高齢者の皆さんが朝や夕方散歩する時間帯を小・中学生の通学時間帯に合わせて通学路を見守るとか、地域の伝統を子供たちに伝えるなど自然に地域貢献となり、あわせて介護予防にもなることはたくさんあ

るはずですが、ただ、地域によって必要なこと、できることは異なると思われるので、子供から高齢者、障がいがあってもなくても、それぞれの能力に応じて身近な地域の中で、みんなが助け合い、支え合うという仕組みづくりが本当に早急に必要になってきています。

現在、モデルケースとして松村地区で行われていますハッピーライフまつぼっくりと、地区住民がみずから考え、ハッピーライフまつぼっくりと地区住民がみずから考えて名づけたんですけれども、毎回自分の地域に何が必要なのかとか、どうやってそれを実行できるのかとか、とにかく話し合う中で少しずつ形になってきつつあります。

このような支え合いの仕組みづくりを全地区に立ち上げるため、生活支援コーディネーターが中心となり町や社協も協力して、根気よく地域に出向いてまいります。既に松村地区の取り組みを知って、自分の地域もぜひ必要なので話に来てほしいという声も聞こえてきております。どうか、議員におかれましても、ぜひ一緒に取り組んでいただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○8番（小西和実君） それでは、答弁いただいた内容に基づいて再質問を何点かさせていただきます。

まず、1点目は、先ほどお話しいただいたように、県の数値と町の数値が違うということですが、これは仕方ないことであると思います。なんです、見ている数字が違うので仕方ないと思うのですが、以前にちょうど3年ほど前、2016年の5月時点でいただいている資料、健康福祉課からだと思うんですが、これは新生病院のグループホームにユニットを採用していくに当たって、小布施町の高齢化であったりとか高齢者の人口の推移だったり、全体を推計した数値があったんですが、それによると、ここで2030年の段階では9,600人に対して高齢者3,485人、高齢化率が36.2%となっているんですけれども、ごめんなさい、10年後なんで2025年のところまでしかその時点ではなかったんですが、2025年には町からいただいている数値は、4,190人の高齢者と39.7%の高齢化率という数字をいただいているんですね。私が先ほど申し上げている数字というのは、2025年の時点では4,190名の高齢者がいらっやって、39.7%の高齢化率になっているという推測を3年前にされた数値があって、それに基づいてお話ししていたわけなんです、今いただいた数値ですと、30年に3,485名と少なく、36.2%という高齢化率になってしまっているのはなぜなのかということが1つ目の質問になります。

というのは、この時点でもう1万人を切ってしまうという人口になるという見込みで、かつ10年で1,000人程度の町民の方がお亡くなりになる、毎年100人規模の方がお亡くなりになっていくということを想定しているのかなという疑問があるので、これは、そういうことをおっしゃっているのかなということを確認したいと思います。

3点目は、先ほどサービスの必要量や給付等の具体的な状況の推計はできていないということでした。2030年度の人口推計などを行っているのに、ここの部分の必要な実需の部分での想定をしていないということが、具体的に言うとなぜ必要ないのだろうかということをおっしゃって疑問に思いますので、ここについてはちょっと、なぜ必要ないのだろうかということをお教えいただきたいと思います。想定していなかったとか見込んでいないということが今後起きないようにということで、ちょっとここの部分は確認させていただきたいと思いますが、お願いいたします。

あとは、こういった中で結局最終的に、さきのところで最後のところなんですけど、高齢化率で推移していく中で今後の小布施町の対応ということで、ある意味で守りの戦略というところでは、高齢者の方に例えば頑張ってくださいとか支え合ってくださいということとは非常に大事です。1つ前に大島議員が先ほど質問されていた高齢者の関係の部分のところでの内容のことが非常に重要であるなというところはあるんですが、それ以外に、守りの部分以外に、やっぱり攻めの部分も必要なのかなということをおっしゃっているわけで、この3番目のところで私が質問した小布施町としての対応というのは、高齢者だけにフォーカスしていただくだけでなく、ほかの何かしら、ちょっと健康福祉課以外の部門になってしまうかもしれないんですけども、そういった取り組みということについても、ちょっとどういう検討をしているのかなということ、攻めの戦略ですかね。例えばですけども、若者であったり現役世代を対象にしてどのようなことをしていくみたいなことも必要なのではないかなと思うんですが、そのあたり、どのように考えているかということをお教えいただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 小西議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目と2点目の質問、ちょっとよくはつきりわからなかったんですけども、まず、なぜその差があるかということでもよろしいですかね。

恐らく国調を基礎にした推計と、それから住民基本台帳の推計が、そもそも基礎になる数

字が相当ちょっと開きが、確かに現時点でも多分五、六百ぐらいの差が出ていると思うんですけども、そこから推計するものなので、ちょっと2025年のときの資料を私ちょっと確認しておりませんが、恐らく国調のほうから推計された人口なのかなと思われます。なので、その差は、どうしてもそこでもとが違えば当然大きく違ってくるのかなという気がします。

それから、すみません、ちょっともう一つあれなんですけど、具体的なサービスというか介護サービスの推計に関してですけども、29年の介護保険事業計画のときに大体普通ある程度予測するんですけど、今現時点で介護保険事業計画、介護保険そのものも制度が大きく目まぐるしく国も方向が大分変わってきたりとかする中で、それだからこそ3年ごとに更新というか見直しを行っているわけですが、ある程度そこを基準にして見積もる中で、今のところ3年後とか、そこ具体的な部分での実際の推計というものを基準にしております。なので、現時点でも、もう2年たつと、これでまた介護保険制度が少しいろんな意味で変わってきたりとかしている中で、どれだけのサービス量とか、町としてどれだけの量を用意したらいいのかとか、あるいは町独自のもののサービスがどれだけ必要になってくるかとか、あるいは住民の助け合いがどのぐらい必要になってくるかというものが、もう少しこちらのほうでまた考えていかなければいけないということの中から、2030年に関しては平成29年のときの事業計画のときには、まだそこまでは推計はしてないということになるかと思ひます。

それから、4番目の守り以外の攻めという関係につきましては、ちょっと社会福祉の立場で言えば、守りと言えは守りなんですけど、私としては住民の皆さんの力が地域を支えるということ自体もすごく大きな攻めの活動になると思ひますので、そこを大切にしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○8番（小西和実君） 次の質問に移らせていただきます。

消防団の活動状況をより広く伝える仕組みの構築をということで質問させていただきます。

消防団員の皆様は、火災に限らず千曲川の増水への対応を含めた水害や行方不明者の捜索など、幅広く我々町民のために有事の際には昼夜を問わず活動されています。状況によっては火事場の最前線へ立つこともある大変な活動であり、消防団員の皆様の活動には一町民として大変感謝をいたしております。

多岐にわたる消防団の皆様の活動ですが、実際に町民の皆さんは、目にする活動の情報は多くありません。例を挙げますと、6月の小布施町消防技術大会と1月の小布施町消防団出初式兼検閲式の記事を町報で目にする程度ということであり、日々の現在の現場への出動回

数や都度の出動人員などを知る機会がないという声を町民の方からいただきました。その他、幹部訓練や泊まり込みを含めた消防学校への入校などについても全く御存じないということで、いろいろそういったところも興味を持ったということでありました。

現在は消防団員の人数も減少傾向にあり、究極のボランティアともたびたび言われている消防団組織の維持継続のためにも、これまで以上にしっかりと情報を発信していく必要があると感じております。町民の生命、財産を守るために昼夜を問わずに活動いただく消防団員の皆様の活動について、その都度毎月の町報へ掲載するなど、活動の情報をもっと発信していくべきではないかと考えます。

以上のことから、今後の消防団員の活動状況についての情報発信のあり方についてどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（関 悦子君） 中條総務課長補佐。

〔総務課長補佐 中條明則君登壇〕

○総務課長補佐（中條明則君） それでは、私のほうから小西和実議員の質問に答弁申し上げます。

消防団活動状況の今後の情報発信のあり方ということでございます。

まず、初めに、湯本消防団長さん初め消防団員の皆さんにおかれましては、日ごろのお仕事をしながら、夜間、月例巡回、消火器、器具箱の点検、除雪などの平常時の予防消防活動、また、火災時や災害発生時の活動、そして、この6月9日日曜日に開催されます町消防技術大会に向けての練習活動など、大変なご尽力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

さて、消防団員の活動状況を情報発信する件についてでございますが、議員からご質問のとおり、現在の活動周知については、町報での6月技術大会の結果や1月の出初式、表彰関係のお知らせのみとなっており、大変申しわけなく思っております。

町では、昨年度から新しい情報発信のあり方につきまして検討を行っており、町政懇談会でも町民の皆さんからご意見をいただきました。

このような状況を踏まえ、新しい情報発信の方法として、この3月から町公式LINEの運用を始めさせていただきました。5月末現在で500件ほどの登録をいただいております、各種イベントの開催やゴールデンウィーク期間中の医療機関の診療日、健康診査のお知らせ、道路通行どめのお知らせなどを行いました。今後は、日ごろの消防団員の活動や火災時、災害時のお知らせなどの周知に努めてまいります。

また、今年度の事業としまして現在ホームページの更新作業を進めております。こちらにつきましても、消防団員の活動を紹介するコーナーをつくるなど、PRに努めてまいります。

なお、町報につきましても、今後は定期的に消防団員の活動を紹介するコーナーを設けるなど検討してまいります。

現在、6月9日日曜日に開催される町消防技術大会に向け、消防団員の皆さんは消防技術向上のため一生懸命練習に励んでいただいております。ぜひ当日は大勢の町民の皆さんにご覧いただけるよう、同報無線で積極的に広報を行ってまいります。今後とも消防団の活動については逐一広報してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○8番（小西和実君） 答弁いただいた内容に基づきまして再質問させていただきます。

紙の媒体であったりとか、きょうも本日、週末の消防団の大会の広報が流れていたりとかということを知る機会がありました。ただ、あんまり関心を持っていただけてない方は、広報で聞けてもそれほど関心を持っていただけないこともあるのかなと思うんですが、昨日の18時ごろですか、消防の関係でやはり訓練今されていますというLINEが流れていたんですね。私たちの世代、若い世代もそうですけれども高年齢の方も今はLINEをやっぱり使っている時代だなというところで、あれは写真も載っていたということが非常に素晴らしい。消防団員の皆さんの活躍自体が、動画も写真もできるということで、非常にビジュアルで見てわかるというのは素晴らしいことだなと思いました。

なので、紙媒体であったり広報であったりということも大事だと思います。それ、もちろんやっていただきたいし、もっと増やしていただきたいんですけども、LINEの活用というのは、きのう素晴らしいと思いましたので、そういった取り組み、ちょっと担当の方忙しい中で大変かもしれませんが、いろんな幅広い世代の方が今小布施町のLINEを使っていますし、使用も高めていただきたいんですが、小布施町の公式LINEの登録を増やしてもいただきたいですが、そういったところにどんどん載せていただくことが重要なのかなということをおもいました。そうすることによって消防団に対する意識も身近なものに若い方も感じていただいて、団員が増えるということになるかもしれないですし、地域の方の理解もさらに深まっていくかなということをおもいます。そういったLINEの活用等もご検討いただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（関 悦子君） 中條課長補佐。

○総務課長補佐（中條明則君） それでは、小西議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、私どももこれからはLINEの活用をどんどんふやしていきたいというふうに考えております。ちょうど先ほど議員おっしゃったように、やはり消防技術大会、これ写真等も掲載することができますし、非常に訴えるものもあるのかなというふうに感じておりますので、今後ともふやしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で、小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（関 悦子君） 続いて、1番、寺島弘樹議員。

〔1番 寺島弘樹君登壇〕

○1番（寺島弘樹君） 議席1番の寺島弘樹でございます。

令和元年小布施町議会6月会議においてこういった機会をいただき、私の質問をさせていただきます。

まず、最初に、学ぶ組織体制づくりを起点とした行政サービスの向上について。学ぶということ、非常に处世じみたそんなタイトルでおやっと思われた方もいらっしゃるかと思いますが、以下、私のご質問させていただきたいと思えます。

多岐の行政需要、これが非常に増大する中にありまして、基礎的自治体である市町村は住民に直結する行政サービスの質を低下させることなく、もしくはそれ以上の業務遂行、これが求められていると思われま。

ここで、小布施町が今後も価値ある行政資源、これであること、さまざまな課題を解決する行政組織としての価値を発揮し続けることが、小布施町住民の最も望むことと思われま。基礎的自治体として町行政に求められ期待される役割として、次のような視点が大切と考えております。

まず、国・県、国及び県と比較いたしまして住民に一番近い行政組織であることから、いわゆる税金の納めがい、これがある町行政かどうか常に注目を浴びる、注視される場所であるかと思えます。従来のルーティンといいますか所掌事務、これを適正に処理するだけ

でなく地域における社会変化に対応する行政のあり方、これを常に積極的に求めながら地域に向き合うこと、これがまず重要であろうという形で考えております。

次に、働き方改革、これが昨今唱えられております。いわゆる公務員として不断の資質向上に加えまして、今後は公務員のあるべき姿、あるいは求められる姿、こういったものが変わると、ないしは流動的になっていくという、そういった可能性が非常に高いと思っております。

小布施町の行政を変革するか否か、これは町民の力量と合わせまして、今ここにいらっしゃる町長さん、職員、我々議員の決意であったり自覚であったり、具体的な政策手段、手法、こういったものが求められているかと思えます。

以上の視点から、今回、学ぶ組織体制づくりを起点として行政サービスの向上につなげていくため、いわゆるA I等の積極的活用を契機、きっかけとする、あるいは手段として、小布施町における職員が横断的に事務事業、こういった改善策を研究しつつ事業構築を行うためのA I等活用戦略本部、これ仮称であります、こういった設置を提案いたします。

A I等活用戦略本部と大見えを切ったと思われかもしれませんが、設置趣旨は、職員みずからが多様な行政ニーズあるいは財務状況、小布施町の財務状況、こういった改善を図るためには、業務の取り組み方法であったり範囲であったり制度、そういったものを常に見直し変えていく必要があるにのみならず、組織横断的なノウハウや意思決定あるいは分析手法等の力をバージョンアップすること、これが非常に大切であると考えています。いわゆる日常業務において慣例化であったりブラックボックスですかね、そういうようなことに持ち込まないことでもあるかと思えます。

職員の判断能力、評価力、評価する力、こういったものを持ち続けることが非常に大切かと感じております。いわゆるあくまでもA I等の利活用であり、業務効率化による行政サービス向上が目的であるというようなことでありますが、職員の創造的な事務事業のためでもあり、さらなる改善であったり改革施策のため柔軟な組織体であり続けると。学ぶ組織体制としての構築を、そこでは常に目指していただくということでもあります。

当該戦略本部では、フラットな組織環境のもと、庁内横断的に事務事業の改善あるいは新規施策等、創造的な事業を行っていただく。

これはあくまでも具体例でございますが、以下、私のほうから提案させていただきます。

皆さん、R P Aというのを聞きになったかと思えます。いわゆるロボティック・プロセス・オートメーションと言われるパソコンでの一連の業務、これを自動化するものでありま

すけれども、皆さん既にご承知かと思いますが、県内民間においては既に金融機構、八十二銀行さんですかね、等でも実施をされておりますし、昨年度、長野県でも実証実験をしたと。今年度から本格導入というようなこともあるようです。近隣の長野市では、この5月からN T T東日本長野支店と連携をいたしまして実証実験を始めていると聞いております。

民間におきましては、こういったR P A導入による作業効率化、必然的にそこでは空き時間というものが生まれるかと思えます。そういった空き時間をいかに使うか。それは、フェイス・t o・フェイスみたいな相対面業務というんでしょうか、そういった営業強化に振り向けている、ひいては顧客へのサービス向上につなげているというようなことをお聞きをしております。

既にご承知のとおり、きのうの新聞ですかね、地元の信濃毎日新聞では、長野県、それから伊那市、塩尻市、R P A導入補助にかかわる総務省の事業採択、こういった報道もなされていきました。

行政においても、職員は伝統型提携業務、こういったルーティンの忙殺の解消から、より付加価値の高い業務に専念できる体制、こういったものに充てるなど創造的な事業構築、あるいは住民とのコミュニケーションの活性化、広報のみならず広聴力の向上等に充てることなどで行政サービス並びに仕事の質、こういったものを高めることが期待できるんじゃないかと思っております。

なお、こういったR P AだとかA I等の導入につきましては、内部的なことがあるのかどうか、予想される声といたしましては、こういったR P A投資をする前にほかにやる必要があるんじゃないかとか、いわゆるB / Cという費用対効果ですね、それはどうなんだとか、それはI Tの担当課で考えればいいんじゃない、そういったことも予想されるかと思いますが、こういったA IあるいはR P A等の導入につきましていかにお考えになるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、2点目のタブレット端末の活用についてということで重ねてご質問いたします。

例えば、小布施町の庁内会議におけるペーパーレスによる会議システム、あるいはこういった議会でのタブレット端末の活用方法の検討について伺いたいと思います。

それから、3番目でございますが、ここ小布施町では小学校1つ、中学校1つということで、非常に先ほどから答弁あるいは質問等の中でお聞きをする限り、非常にハード的あるいはソフト的にも非常に恵まれているかと思っておりますが、小・中学校へのデジタル教科書等のデジタル教材の積極的な活用についても質問をさせていただきます。

ご案内のとおり、来年度2020年度から小学校の5年生、6年生で英語が正式な教科になると、あわせてプログラミングの教育も始まると。既にデジタルネイティブと言われる世代が育っているわけですが、こういった世代の教育効果の向上等に向けたデジタル教科書等の積極的な活用、こういったものも求めていきたいと思えます。

大変僭越かとは思いますが、教育長初め教育委員会の方は十分ご承知かと思えますけれども、こういった導入効果といたしましては、児童及び生徒間の中で視覚的な表現力の高い教材、こういったものを利用しつつ、パソコンをまさに紙媒体の教科書がわりとする。一人一人が持つパソコン、こういった端末と電子黒板、こういったものがネットワークでそれぞれ接続をされると。児童・生徒のパソコン情報を電子黒板に表示をしつつ、先生、教員と児童・生徒間で一方通行ではない双方向というんですかね、インターラクティブによる双方向による情報、こういったものを共有して授業を進めていくということが可能になるということかと思えます。授業の分かりやすさ、楽しさといった視覚的な効果にあわせて、問題解決能力の向上あるいは反復学習の容易性など、さまざまなメリットがあると思えます。

以上、1点目の質問となります。

○議長（関 悦子君） 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） 学ぶ組織体制づくりを起点とした行政サービスの向上についてのご質問につきましてご答弁申し上げます。

議員ご指摘の学ぶ組織体制づくりを起点とした行政サービスの向上については、私どもも全くほぼ同じ考えであります。地域における社会的変化に対応する行政のあり方を常に積極的に求め、地域に向き合うことが重要と考え、昨年からは定型的な業務による職員の負担を減らし、業務改善により住民の皆さんと向き合える時間をいかに増やすかを考える業務改善働き方改革プロジェクトチームを発足させ、議論を重ねております。人材マネジメントの専門家を招き、職員が横断的に事務事業の改善策を研究する議論や手法を学んでおり、議員ご提案の仮称AI等活用戦略本部と同様の役割がプロジェクトチームなどにより実現しつつあると考えています。

RPAについては、AIなどを活用して人間が手作業で行っている定型的なパソコン操作、データの入力や集計、転記、印刷などをソフトウェア型ロボットに行わせることで作業を自動化するリーズレス、RPAの導入のメリットとしては、作業化に伴う職員の作業量削減によって職員が本来時間を割くべき作業に注力できるようになるほか、システム化による人為

的なミスの防止にもつながるため、行政サービス及び業務品質の向上が見込まれます。また、職員の作業量削減による長時間労働の是正と、それに伴うコスト削減も見込めるメリットがあります。

当町でのRPA導入検討については、現在手作業で管理、処理している業務について、まず、各作業担当者と情報政策担当で作業フローの洗い出しを実施し、その結果を踏まえ、RPA導入の効果及び導入費用を検証していく必要があると考えています。

本年度、株式会社電算から職員の派遣を受けております。AIやRPA導入についても専門的な知見から提案を受け、議員ご指摘の業務効率化から、より付加価値の高い業務に専念できる体制や創造的な事業の構築、町民の皆さんとのコミュニケーションの活性化、丁寧にお話を伺うことができるなど、仕事の質を高めるよう努力してまいります。

議員におかれましては、業務効率化やAI、RPAについて深い見識をお持ちとお見受けしております。あわよくば、職員と一緒に活動いただければ大変心強いと思っております。

2点目のタブレット端末の活用については、会議資料のペーパーレス化や情報の共有、情報整理に大きな効果があると考えています。ご提案の会議システム及び議会のタブレット端末活用につきましては、使い勝手のよいシステムの選択と利用する全員が使いこなせる操作性が求められると思います。タブレット端末活用による費用削減効果を導入費用と保守管理費用に振りかえることを考えながら、1点目のご質問の業務効率化とあわせて検討してまいります。

3点目の小・中学校へのデジタル教科書とデジタル教材の積極的な活用につきましても、私のほうから答弁をさせていただきます。

これまで小・中学校、高校等の授業では紙の教科書を使用しなければならなかったのですが、学校教育法等の改正により、本年4月から検定済み教科書の内容を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合には、通常紙の教科書にかえて正式な教科書としてデジタル教科書を使用することができることになりました。

タブレット端末やパソコン等を用いて読むことになるデジタル教科書ですが、教科書の画像だけでなく、関連した音声や動画などの教材もあわせて活用できることから幅広い学習が期待できます。また、文字の拡大や音声読み上げなどの機能を使うことで、通常紙の教科書で学習することが困難な障害等をお持ちのお子さんにとっても大変有用であると考えています。

一方、長時間使うことによる視力低下など健康面での影響や、タブレット端末やパソコン等の管理、目的外の使用への注意など、配慮すべき点もあります。

小布施町においては、現在小・中学校の各教室にプロジェクターを設置し、教員が工夫しながら授業にデジタル教材を活用しています。また、パソコンルームに1クラス分のパソコンを設置しICT教育を進めています。デジタル教科書の導入に大きな可能性を期待できますが、さらなるハード面の整備も伴うことから、まずは現行の設備を十分に活用しつつ時代に即した教育環境の実現に向けて、補助事業の活用や企業の連携なども検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） ご答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

今の答弁を受けて、まず、私が今質問させていただきました戦略本部の関係でございますけれども、今同じ役割というご答弁がございました。そういった役割をぜひ実現をしていただくことはもちろんかと思えますけれども、何かそういったロードマップと申しますか工程表みたいなものはおありなのか、こういったプロジェクトチーム、これは単年で、あるいは今年度あるいは来年度に向けて実施をしていくものなのか。例えば働き方改革、こういったものにつきましては、これはずっとこれからついて回るものかなと思えますけれども、端的にはこういったもの、あるいはこういったものみたいな、そういった対象、項目だとか、そういったものを決められて進められていくのかと思えますが、対象のプロジェクトだとか、そういったものがもし具体化されているようであれば、ご答弁いただければと思います。

それから、もう一点、小・中学校へのデジタル等の教科書の関係です。これにつきましては、今企画政策課長のほうからご答弁をいただきましたが、この辺のすり合わせにつきましては、教育長以下教育委員会も同様かと思えますが、大きな可能性があるというご答弁をいただきました。ぜひハード面の整備、これが伴うことは重々承知の上で質問させていただいておりますが、子供たちの成長というのは当然待ってられないので、ぜひとも速やかなご対応と申しますか、研究あるいは検討を進めていただいて、実現に向けてお願いしたいと思えます。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） 再質問の1点目の業務改善、働き方改革に対するロードマップのようなものはあるかというご質問でございます。

まず、プロジェクトチームにつきましては、昨年発足して以来、継続して議論をしておりますし、現在もそのチームは存続して議論をしております。決して終わることのない議論が今後も続いていくものと思っております。

また、それをどのようにして生かしていくかというところにつきましては、現在課長を中心とした政策会議というものを設けているんですけども、現状はまだ情報共有だけの会議になっている部分が多ございます。それをいかにしっかり政策に反映できるかというところが、今後のその会議の役割ではないかというふうに考えております。プロジェクトチームとも連携しながら政策に生かせるような会議体になるように、引き続き努めてまいりたいと思っております。

1 点目につきましては、以上でございます。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） デジタル教科書というか、そういう点なんですけれども、私どものほうでもデジタル教科書まではもちろん、これは全国的にデジタル教科書までいっている学校というのは、ほとんど今はないと思います。

ただ、デジタル化というんですかね、例えばパソコンだ、あるいはタブレットだ、あるいはプロジェクターだ、あるいは無線LANだと、こういうものを使用して、そういうもので勉強の効率を上げるとか、あるいはよりわかりやすい授業を行うとかということは必要で、私どもところで今整備されているものは、既にプロジェクターは2年半前に小・中学校の全ての教室に入っております。無線LANも入っております。よって、例えば花を観察してきて写真を撮ったものが、すぐに全ての教室に配信することも可能ですし、校長先生がお話をして、その全部の生徒が映像を見ながら聞くということも可能だし、例えば小学校で言えば、A先生のすぐれた教材をB先生の教室で使うということも今可能ですし、もちろん拡大して使うことも可能であります。ですから、黒板に一ター々書くという手間はなくて、そのままプロジェクターでぱっと投射されてしまいますので、非常に時間的にも早いものになっています。

今後、タブレットやパソコンをどうするかということなんですが、今はパソコン40台が1つの教室に入っているだけなので、近い将来とすれば、4年生、5年生、6年生、3クラスずつあるので、小学校に例えば100台というふうなことがあって、常に1学年で1クラスはパソコンが使えるというふうなことが今必要なんじゃないかと思っております。

ただ、デジタル教科書というのは、これ全員がタブレット、パソコンを持たなければならないし、この教科書が3年に1回改定されていってしまうたびにまた購入しなければならないので、ソフトを、すぐに可能、全部の生徒・児童にこれが可能かというのは、すぐには可能だとは今思っておりません。ただ、障がいのある児童・生徒で書いたり読んだりすることが非常になかなか大変だというような生徒に対して、デジタル教科書までいなくてもパソコンやタブレットを使った授業を行っていくということは、これは可能だと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） 企画政策課長からご答弁をいただきました。ありがとうございます。

今、教育長のほうからもご答弁ありました件ですけれども、教育長さんを初めとして横並びというような意識をお持ちではないかと思えます。

ただ、やはりデジタル教材の中のやはりデジタル教科書の可能性というのは、私、私見ながらやっぱり可能性といいますか効率的なのかなと思っておりますので、ぜひこういった質問を機会といたしまして、小学校、中学校の現場のほうともそういった意見交換といいますか、そんな研究をする場といいますか、そんなような場を設けていただいて、ぜひそういった機会が早目に来ることを期待してやみません。

では、次に、2番目の質問に移らせていただきます。

次に、これも教育長に伺いますが、義務教育学校の設置に向けた検討について。

既にご案内のとおり、文部科学省におきましては改正学校教育法、これが施行されまして、各自治体が小・中学校の9年間、これを通じまして柔軟な教育課程の編成を可能にする義務教育学校の設置を可能にしています。今も申し上げたとおり、栗ガ丘小学校、小布施中学校、それぞれ小布施町はそれぞれ小・中1校ずつということで、自治体77の中でも小布施町は面積的にも最少の町ということで、小学校、中学校は非常に近接をしております。ハード面から、これはなかなか一体というような形で施設の統合ということはなかなか難しいことは重々承知をしておりますが、小中連携あるいは小中一貫というような観点から、今回質問をさせていただきます。

さきの4月18日付信濃毎日新聞では、「学びの風景変わるか」という中央教育審議会、いわゆる中教審のほうからその諮問にかかわる教科担任制の推進、先ほど述べましたが、教科担任制の推進について報道がなされたところです。これも述べましたが、来年度から英語が正式な教科になり、プログラミング教育、こういったものも始まると。新たな教育現場での

動きと関連をいたしまして、脱ゆとり教育の新学習指導要領で教員、先生方に求められる資質能力等の水準が上がり、教育現場の現状においては新たな教科等にいわゆるふなれで不安を抱える、そういった先生、教員方も予想されるところであります。

こういったことから、専門性の向上、こういったものが喫緊の課題だという形で考えております。

全国的に見ますと兵庫県、ここでは教科担任制を既に導入しているようですが、教員の専門性を生かした学力向上、あるいは学級担任のみではない教科担任、ここもかかわることによって多面的な理解であったり、教科担任による統一的あるいは同一水準での学習評価及び中学校への円滑な接続、いわゆる中1ギャップというような言葉もございましたが、円滑な接続を目的とした小中連携の多様な取り組み、こういったものの実践がなされているとお聞きをしております。

当然ながら、教員配置上の学級運営上の諸課題、こういったものが想定をされます。特に小学校高学年においては、教科担任制導入により専門性を生かした授業指導の工夫あるいはきめ細かな指導が推進されるなど、一定の教育効果が得られるものと思われま

す。あわせて、これも地元の信濃毎日新聞で、きのうの新聞ですかね出ておりましたけれども、教科担任にあわせて学級担任の固定化の見直し、これが、いじめ、不登校への対応を含めた一つのきっかけにもなるのではないかというような報道がなされています。いじめ、不登校への対応、期待というような、そんなリードでありました。ここでは、個人の力といいますか個々の担任の力に頼るのではなく、チーム学校というんですかね、全教職員で協力して対応できる、そういった可能性も高まるというような記載の仕方でありました。

以上、このことから、教科担任制の導入検討、こういったものを含めて、小布施町における栗ガ丘小学校、小布施中学校における9年間を通じ、例えば小学校5年間、中学校4年間、あるいは4年、3年、2年、こういった柔軟フレキシブルな教育課程の編成、こういったものが可能にできるのではないかと思えます。こういった義務教育学校の設置に向けた検討を求めます。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） それでは、ただいまの2番目の質問にお答えしたいと思います。

教科担任制の導入、検討、それから小・中学校における9年間を通じた義務教育学校ということであります。

一般的に小学校では、児童との関係性を強めるために学級担任制を敷いております。中学

校では、1つの課題に対してより深い指導ができるように教科担任制を敷いております。小布施町の小・中学校におきましても同様で、小学校では理科と音楽のみが専科になっております。

それから、この英語の授業なんですけれども、私ども、全国的には来年度からということなんです、栗ガ丘小学校も昨年度から英語の授業をやっております。昨年度から小学校に導入している外国語とそれから外国語活動については、当初は担任が授業を行うんだということでありましたけれども、現実的にはなかなか担任が英語の授業を行うということは現状は難しく、現在は町の費用で雇った英語教育指導員が専科みたいな形で授業を行っております。だから、担任は一緒に教室に入っております。

また、義務教育学校は、小学校の6年間と中学校の3年間の義務期間、義務教育期間9年間で1つの学校ということにしたもので、義務教育を一貫して行って、9年間にわたる系統的な教育、継続的な生徒指導、それから異学年、異なった学年との交流を実施しようとするものであります。

この近くでは、平成24年に信濃町において小学校5校と中学校2校でしたかね、全ての学校が統合されて義務教育学校の信濃小中学校が開校しております。義務教育期間の9年間で信濃小中学校では前期4年間、それから後期5年間ということにしております。この学校では、地域の皆さんに信濃学校応援団といって授業をやってもらったり、それから学校運営協議会、俗にいうコミュニティスクールですけれども、それを導入したりして、地域の方々とともに特色のある学校運営を行っておられます。高等部となる5年生から教科担任制が始まります。個別支援体制も充実しているというふうに聞いております。

小布施町におきましても、幼保を含めた一貫教育を標榜しています。幼稚園1園、保育園2園、小学校1校、中学校1校で随時一貫教育の体制を進めております。

けれども、この義務教育学校は、小学校の6年間と中学校の3年間というのに縛られずに柔軟にカリキュラムが設定できます。先生が行き来も十分にできます。施設も一体的に利用できます。というような2つの、普通で言う小・中学校2つのものが一体的に利用するという事で、関連性が強くて特徴的な一貫教育となっています。

ただ、一方で、小学校1年生というほんの小さい子供さんから中学3年のかなりもう大人に近い方まで一緒に1つの学校におりますので、いろんな問題もあるということも事実であります。1つは、9年間同じ学校ですので人間関係が9年間固定してしまう。それから、小学校から中学校へ行くときの中1ギャップはないんですが、逆に言うと高校1年のギャップ

が出てしまう。それから、卒業式なんかもないので、あるいは小学校6年生が最高学年だということもないので、俗にいうリーダーシップがとりにくくなってしまいうようなことも聞いております。

私たち小布施町も小布施らしい一貫教育ということをさらに充実していくために、今議員が言われました教科担任制、それから義務教育学校、これももちろん頭に入れながら、PTAやコミュニティスクールの地域の方々といろいろ話し合いをしながら、先進的に取り組んでいる施設へ視察もして、いい点と悪い点といろいろお聞きをして、どうしたらいいかということとは考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） ご答弁いただき、ありがとうございました。

教科担任制の導入検討を含めて義務教育学校の設置についてご質問させていただいたわけですが、今答弁をいただいた中で比較的和申しますか、小布施における小学校、中学校、これは小・中、先生方、それぞれ連携がとれて、本当にご努力されていらっしゃるのかなと思えます。

ただ、やはり制度をつくっていく、いかないというようなことの中で、やはりどうしても枠の中でしか行動できないようなこともあろうかと思えます。ぜひ学校現場あるいはコミュニティスクール、今教育長さんのほうからお話がありましたもろもろの関係機関ともぜひ協議をしていただき、こういった実現も含めた協議の場をぜひ進めていただければと思えます。

私からは、以上でございます。

○議長（関 悦子君） 要望ですかね。

以上で、寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

◇ 竹 内 淳 子 君

○議長（関 悦子君） 続いて、4番、竹内淳子議員。

〔4番 竹内淳子君登壇〕

○4番（竹内淳子君） 4番、竹内淳子です。

通告に基づき2項目についてご質問させていただきます。

まず、1点目としてエシカル消費の推進についてです。

長野県が2018年からSDGs未来都市として、持続可能な誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。今後の取り組む課題として、1として、誰でも学べる環境づくり、2、地域内経済循環の促進、3、快適な健康長寿のまち・むらづくり、4、豊富な自然エネルギー資源を生かしたエネルギー自立・分散型地域の形成があります。その中の地域内経済循環の促進に係るエシカル消費の周知、推進についての町の取り組みについて質問します。

エシカルとは、倫理的・道徳的という意味で、エシカル消費は、人や地域、社会、環境に配慮した思いやりのある消費として、消費者がものを意識して購入することで社会問題の解決を促そうという取り組みです。

日本においては、消費者庁が2015年5月から2年かけて倫理的消費調査研究会を開催し、エシカル消費の枠組みづくりが行われました。

長野県版エシカル消費は、健康長寿の地域の要因として健康に配慮した食生活への取り組みなどがあることから健康も強調し、人・健康・地域・社会・環境に配慮した思いやりのある消費となっています。

人や社会への配慮は、フェアトレード製品、発展途上国でつくられた作物や製品で生産者が持続的な生活向上を図れるよう、適正価格で継続的に取引されているもののことで、福祉作業所などの製品、寄附つき商品を選ぶ。

環境に配慮した消費は、必要なものを必要なだけ、使い捨てでなく長く使えるもの、森林保全につながる木材製品、紙、環境に優しいオーガニック、減農薬野菜、海の環境や水産資源を守ってとられた水産物を選んで買う。

地域に配慮した消費としては、地産地消、応援消費、伝統民芸品。

健康への配慮は、できる限りマイカー使用を控える、健康診断、人間ドックを受ける、野菜たっぷり、塩分控え目な食事をとるなどです。

エシカル消費に取り組むことでSDGsの17の目標のうち、12としてのつくる責任、使う責任、13としての気候変動に具体的な対策を、15、陸の豊かさを守ろうという3つの目標の実現に誰でも貢献でき、日々の生活の中で多くの方が実行していけば、とても効果が上がることです。特にこれからの社会をつくる若い世代や子供たちに伝えていく必要があると思います。

昨年12月の議会で大島議員が、SDGsの17の目標、169のターゲットの中、当町ではどの目標に重点を置いているのかという質問をされましたが、質問に対し、長野県立大学ソー

シャルイノベーション創出センターと協働して、SDGsを念頭に置いてのオープンイノベーションの場を構築する取り組みが始まっているとの答えがありました。長野県立大学は、県との協働でエシカル消費の説明や、長野市、上田市、松本市、飯田市のエシカル・プロダクトを実践する事業者が周知されるエシカルマップをつくっています。

小布施町でも、今後どのように周知し、事業を進めていくのかを伺います。

1として、当町では、エシカル消費についての具体的な視点はありますか。

2、町民の皆さんに周知するための方策はありますか。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、竹内淳子議員のエシカル消費の推進についてということで、ご質問にお答えしたいと思います。

議員の説明を繰り返すこととなりますが、県では昨年度、長野県版エシカル消費として人・健康・地域・社会・環境に配慮した思いやりのある消費の取り組みをスタートさせました。その中で長野県SDGs未来都市プロジェクトとして、学びと自治の力による自立・分散型社会の形成を目指し持続可能な地域づくりのため、1点目として誰もが選べる環境づくり、2点目として地域内経済循環の促進、3点目として快適な健康長寿のまち・むらづくり、4点目として豊富な自然エネルギー資源を生かしたエネルギー自立・分散型モデル地域の形成を掲げており、人・健康・社会・地域・環境に配慮した消費行動を促し、持続可能な社会の実現、地域活性化などの社会的課題の解決につなげるため、エシカル消費の促進を進めることとしております。

1として人や社会に配慮した消費としては、先ほど議員さんもおっしゃられましたけれども、障害者就労支援施設などの製品を選ぶとか、寄附つきの商品を選ぶことなど。2として健康に配慮した消費としては、野菜たっぷり、塩分控え目な食事を心がける、健康診断、人間ドックを受けることなど。3として地域に配慮した消費としては、地産地消の商品を選ぶ、地元商店で買い物をする、被災地などの地場産品を購入して応援することなど。4として環境に配慮した消費としては、使い捨てのものではなく長く使えるものを選ぶ、リユース製品、リサイクル製品を選ぶ、森林保全につながる木材製品、紙を選ぶなどが挙げられております。

持続可能な開発目標SDGsとは、全ての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真であり、17の個別の目標を示しています。その中で議員ご指摘の、12、つくる責任、使う責任におきましては、持続可能な消費と生産パターンを確保することが目標

とされております。ちょっとした変化で社会全体に大きな効果をもたらせる消費の側面は数多くあります。例えば、毎年生産される食糧全体の3分の1に相当する13億トンが、消費者や小売業者のもとで開封されないまま腐ったり、ずさんな輸送や収穫によって傷んだりして廃棄されておりますが、企業はこれについて対策を講じる必要があります。消費者に関して言えば、家計は世界全体のエネルギーの29%を消費し、それによるCO₂排出量の21%を占めています。しかし、世界中の人々が電球を省エネ型にかえれば、毎年1,200億ドル、日本円で1ドル100円として約12兆円が節約できると言われております。

また、13、気候変動の具体的な対策につきましては、気候変動とその影響に取り組むため緊急の対策をとることが目標とされております。

さらに、15、陸の豊かさを守ろうでは、持続可能な形で森林を管理し砂漠化に対処し、土地の劣化を食い止め逆転させるとともに、生物多様性の損失に歯どめをかけることが目標とされております。

SDGs 17の目標は相互に関連しており、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指しています。

そこで、ご質問の1つ目の当町においてエシカル消費についての具体的な視点はあるかについてですが、現在まだ具体的な取り組みは行っていないのですが、町の消費者の会の皆さんが昨年開催された消費者大学等に参加をした際、エシカル消費について説明を受けています。その後、会の中でもエシカル消費について話題となっており、特に健康に配慮した商品、野菜たっぷり、塩分控え目な食事を心がける、地域に配慮した消費の地産地消の商品を選ぶ、環境に配慮した消費の使い捨てるものではなく長く使えるものを選ぶことなど、まず自分たちのできることから進めたいという話をしております。

しかしながら、まだエシカル消費についての認識が淡いため、消費者の会だけでなく減農薬野菜の購入など、既に実践をされておる町内の生活クラブの皆さんを初め、町の保健福祉委員さんなどを含めて、裾野を広げた取り組みを進めていけたらと考えております。

また、2つ目の町民の皆さんに周知するための方策はどのように考えているかのご質問ですが、まず、エシカル消費についての理解を深めていただくことが大切であると思います。人と社会、地域、環境、地域のことを考慮してつくられたものを購入する、消費することがエシカル消費であり、身近な行動の一つがエシカル消費につながると思います。これは、消費者のみならず、販売に携わる事業者にも同じことが言えます。県の担当者を招いて基礎知識などについてのセミナーを開催するなどして、まずはSDGsについての理解を促すこと

がまず第一歩と考えております。

町としても積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、議員におかれましてもぜひご協力いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） ありがとうございます。積極的に取り組んでということで、ありがとうございます。ついては、もう一点確認させてください。

消費者の会だけではなく生活クラブ、町の保健委員さんなどを含めて裾野を広げた取り組みを進めていけたらということですが、具体的にはどのようなことを計画されているか。また、お声がけをこれからされていくかという具体的なところをお聞きしたいと思います。長野県の消費者センターでは、またすぐに説明会に来るといようなお話も聞いております。具体的な案を、ご検討があるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

あと、もう一つ、エシカル消費につながり、これは消費者のみならず、販売にかかわる事業者にもということがありましたが、確かにそうだと思います。それと、販売だけではなく生産するということについても、生産者についても、やはり環境に配慮するということについてかかわってくるものだと思います。現実、農業についても工業についても、また、水のことについても、それを土地とかを劣化させたりとか水等を汚すとか、あとCO₂を多く使うとか、そういうような生産の過程で環境配慮のない形というのも多々あるように聞いております。ですので、そこら辺のところも含めて考えておられるかどうか。

ちょうどこの6月15、16ですね、軽井沢でG20、エネルギーと環境に配慮した関係閣僚会合というのが開かれますが、長野県はまさにそこら辺のところを考えるとSDGsに絡んで環境というところでやっております。地球自身の環境、先ほど申し上げましたように、CO₂の削減など、水不足など、もう地球規模で環境問題が逼迫した今問題が起きておりますので、ぜひそこら辺のところも、消費者、販売、あと生産者というところの視点ではどういうふうにご考えておられるかということもお聞きしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、竹内議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

具体的にどのような声がけをしていくのかということですが、まだちょっとどういう方とか、そういったところはわかりませんが、逆にそういったことをよく知っていらっしゃる団

体さん、生活クラブもそうですし、あと食生活の改善推進委員さんとか町の保健福祉委員さん、もろもろ、そういった婦人団体の関係者さん、そういった方たちにお声がけする、またはそういった機会を捉えたときに、ぜひ大勢の方に聞いてもらえるような、広報して一緒に参加したりお勉強会等を開いていければなと思っております。

それから、生産者についても同様だということで、全くそのとおりだと思います。全て生産から、販売から、消費する、みんながやっぱりその一番大もとになる倫理的・道徳的というところがエシカルということだということで、要はそういったことをみんなで学んで、一緒に進めていかなければならないものだと思いますので、ぜひそういったところも一緒にやっていたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） ありがとうございます。

とても具体的に動きがとれそうな感じがして、とてもうれしく思っております。再質問といたしますか、これからの希望にもなるんですが、12月議会で町長の大島議員の答弁にもありましたように、小布施町もSDGsについてこれから見える化をしていくというようなことで答弁がありました。ぜひそこら辺のところは小布施町として、ぜひ具体的な政策というところで絡めていっていただければと思います。生産のほうになりますと、もう人や環境に優しい生産物というようなことになると、小布施町のブランド化になると思います。ぜひとも進めていっていただければと思います。ありがとうございました。

では、次の質問、お願いいたします。

公共施設での除草剤散布について質問します。

2018年8月、アメリカカリフォルニア州で、グリフォサートが主成分の除草剤が原因で悪性リンパ腫を発症したと末期がん患者が訴訟を起こし、勝訴しました。ことし3月にも、長年にわたりグリフォサートが主成分の除草剤を使用していた非ホジキンリンパ腫を発症した末期がん患者の男性が勝訴、5月には、同様にその除草剤を使用していたことが原因で非ホジキンリンパ腫を発症したと訴訟していたがん患者の夫婦が勝訴しています。

また、フランスは、2019年1月に先ほどの除草剤と関連商品の販売を禁止し、マクロン大統領は、グリフォサートをベースにしている除草剤を2021年までに根絶する方針を出しています。

グリフォサートは、2019年にWHOで発がん物質と認められています。このグリフォサートが主成分の除草剤は、海外では危険性があるとして販売を規制されていますが、日本では

100円ショップやホームセンターなどで安価に買いやすいものとして販売されています。なので、使用する人は何のためらいもなく使用しますが、噴霧式であるため体に入る可能性があります。

当町では、グリフォサートが主成分の除草剤の危険性についてどのように理解されていますでしょうか。また、小布施町の公共施設での使用はされているのでしょうか。

○議長（関 悦子君） 中條総務課長補佐。

〔総務課長補佐 中條明則君登壇〕

○総務課長補佐（中條明則君） それでは、竹内淳子議員のご質問に私のほうからご答弁申し上げます。

グリフォサートの主成分の除草剤の危険性について、どのように認識かということと公共施設の使用状況でございます。

2016年5月にFAO国際連合食糧農業機関とWHOの合同会議において、グリフォサートは噴霧等で体内に取り込まれると予想される量で遺伝毒性を示す可能性は低く、食事を介しての発がんリスクの可能性は低いと結論づけております。また、2016年7月12日、内閣府食品安全委員会は、発がん性、遺伝毒性は認められなかったと結論づけております。その他、海外の動きとしては、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアでは、それぞれ人の発がんリスクは低いと認識されております。

グリフォサートが主成分の除草剤の使用状況について申し上げます。

役場庁舎の駐車場については、舗装と舗装のつなぎ目など草刈りがしにくい場所について限定的に除草剤を使用しています。幼稚園、保育園、エンゼルランドセンター、中学校では、駐車場やグラウンド、フェンスの際など、子供たちがふだん立ち入らない場所で除草剤の散布を限定的に行っております。

あと、小布施ミュージアムでは駐車場、町営グラウンドでは外部フェンスの道沿いに使用し、グラウンド内での使用はしておりません。総合公園では、砂利の南駐車場とテニスコートの駐車場やマレットゴルフ場横県道、歩道等に使用しています。桃源荘やみすみ草では、建物の周辺等に散布し、花の里では線路沿いのみに散布しています。夏の プールの除草についてはシルバー人材センターへ委託をしており、除草のみで除草剤散布は実施しておりません。

なお、国宝の区画の管理につきましては所有者対応となりますので、除草剤使用の有無について町のほうでは把握をしておりません。

グリフォサートが主成分の除草剤の危険性についてどのように理解されていますかというご質問でございますが、内閣府食品安全委員会は、発がん性、遺伝毒性は認められなかったと結論づけていることから、今のところ直ちに使用を中止しなければならないとは考えておりません。今後とも除草剤の使用については必要最小限に、先ほど申し上げたとおり、除草がしにくい場所や子供たちがふだん立ち入らない場所を中心に行っていきたいと考えています。

また、除草剤には、グリホシネートという別の成分を主成分としたものもあります。長野県病害虫防除所の情報によりますと、グリホシネートはWHOの外部機関であるIARC国立がん研究機関が、人に発がん性があると認定している危険リストには入っておりません。今後、グリホシネートを主成分とした除草剤に切りかえていくことも、あわせて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） ありがとうございます。

今内閣府食品安全委員会は、発がん性、遺伝毒性を認められなかったということで、使用を中止しなければならないとは考えていないということでしたが、先ほど申し上げましたように、発がん性があるということでアメリカでは勝訴して、今もなお15件ぐらい、そういうことが起きているということが実際にあります。

それで、先ほど申し上げました2015年の男性は、小学校とか学校のグラウンドに噴霧していて、それがかかってしまって、がんであったということが言われております。子供たちがふだん立ち入らない場所を中心にといいことですが、噴霧されている職員の方たちの健康にも、私は注意したほうがいいのではないかと思います。

先ほど毒性のないものに切りかえていかれるということでしたが、今、酢とかそういうものが主成分になっているというような除草剤もいろいろございます。ぜひともそこら辺のところはいろいろご検討いただきまして、確かに草刈りはしにくいところも多々あります。私も行政の方に伺ったところ、草刈りしにくいので使っている、ただそういう危険性のあるものだということであれば、ぜひ安全なもの、害のないものを指導していただき、それを使っていきたいというようなお声は聞いております。ぜひそこら辺のところはお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 中條課長補佐。

○総務課長補佐（中條明則君） それでは、竹内議員の再質問にお答えいたします。

先ほど別の主成分のものに切りかえも検討していくということで申し上げました。それに含めまして、議員おっしゃったように、より安全なものというものを当然今後摸索していきまして、そういうものにぜひ切りかえを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で、竹内淳子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 淵 晃 君

○議長（関 悦子君） 続いて、10番、小淵 晃議員。

〔10番 小淵 晃君登壇〕

○10番（小淵 晃君） 通告に基づきまして、2項目についてお伺いいたします。

第1項目めとしまして、議員のなり手不足の解消は町全体の課題であるという立場でお伺いしたいと思います。

4月16日告示の町議会議員選挙は、定数14名に14名の立候補者ということで、無投票で全員が当選しました。無投票当選は、議員にとっては責任が一番重い選挙だと私は自覚しています。当選された14名の議員各位は、小布施町のさらなる発展のため、熱い志を持って立候補された皆さんだと思います。小布施町のために、お互いに全力を尽くしてまいりたい所存であります。

さて、ご承知のとおり、小布施町議会は前回の平成27年度の議員選挙、その前の前々回の平成23年の議員選挙、それぞれ2回連続で無投票でありました。このような経過の中で、何としても3期12年間連続の無投票投票は避けたいという思いで、昨年8月24日に公募の町民10名と議員6名で議員のなり手不足検討会を設置いたしました。検討会は、8回の全体会議と2回の分科会を開催し、委員の熱心な話し合いの中から、小布施町3,830の全世帯を対象にアンケートを実施する、また、全戸に議員のなり手不足のチラシを配布をして啓蒙をしてまいりました。また、ありがたいことにマスコミにも報道いただき、議員のなり手不足の現状を多くの町民の皆さんにも知っていただきました。

しかし、結果は、冒頭申し上げましたとおり定数14名に対して14名ということで無投票当選となってしまったわけであり、議員のなり手不足委員会の皆さんの願いでありました、町

民の皆さんの信託を受け、町民のための町政を展開したい、また、町民の皆さんに議員を選挙で選ぶという権利、これを三度奪ってはならないとの崇高な思いはかないませんでした。

今回の統一地方選挙は、長野県下27市町村のうち12市町村が無投票当選でありました。加えて、山ノ内町、辰野町は定数割れになりました。小布施町議会が定数割れにならなかったことが、議員のなり手不足検討委員会の皆さんにとってせめての成果だと自分をなぐさめている次第であります。

そこで、3点についてお伺いいたします。

第1点としまして、3期連続無投票は、法律的には許されておりますが、地方自治法第17条で定められている議員及び長の選挙の趣旨からは好ましくないのではないかと私は考えますが、いかがでありますでしょうか。

続いて、2としまして、議員のなり手不足は全国的な傾向であります。小布施町でも主たる要因は何だとお考えか、お伺いいたします。

3といたしまして、議員のなり手不足の解消には、第一義的にはおのおのの議員と議会全体の課題ですが、二元代表制の一翼を担う行政も無関心ではられません。投票をする機会を失うことにより、町民の皆さんの町政に対する関心が薄くなり、地方自治体の主たる任務である住民の生活環境、福祉、子育て等の身近な声が遠のいていってしまいます。このような点も含めて行政としてどのような対応をお考えか、お伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、小淵議員の議員のなり手不足の解消は町全体の課題のご質問お答え申し上げます。

我々通常は行政事務一般というご質問を受けておりますが、確かに町全体の課題だということ捉えれば、やはりこれは根本的に地方自治のあり方、地方公共団体のあり方というものを考えていく意味で、こういったご質問に鑑み、改めて地方自治における地方公共団体と議会の関係、議会議員の選挙について確認をしてみたところでございます。

日本国憲法は地方自治について規定しておりまして、第92条では、地方自治の本旨、確保として、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は法律で定めるとしてあります。基本的には、主なものは地方自治法と考えております。

また、第93条では、地方公共団体の機関として地方公共団体には法律の定めるところによりその議事機関として議会を設置するとあり、第2項では、地方公共団体の長、その議会の

議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するとしております。

地方公共団体の長や議会の議員の選挙については、公職選挙法で定められております。今回、無投票ということでご質問がありましたので、選挙の投票についてですが、公職選挙法では、当選者の数が議員定数を上回らない場合の規定も定められておりまして、立候補者は当然、当選となります。立候補者数が定数を下回る場合は、その数によっては定数に不足する数の再選挙、これを行うこととなっております。

地方自治法におきましては、地方公共団体の長には執行権を、議会には議決権を与えておりまして、議会は地方公共団体の意思決定機関であるとともに、執行機関である地方公共団体の監視をすると、こういう役割も規定しております。

こうした位置づけられた議会の役割を担うために、小渕議員おっしゃったとおり、まさにこれから町を担っていかれる議員でございますが、こういった立候補された皆さんが、仮に投票でなくて無投票で当選されたといたしましても、議員ご指摘のとおり、法律上の何ら問題なく、このことについては町の立場から何か評価をすることは、これはないと考えております。

ただ、ご質問は、選挙制度があつてこそその選挙であつて、選挙があつてこそ、その趣旨が生かされるということでございます。無投票となった場合、やはり懸念されることなのですが、全戸配布される選挙公報は発行されず、選挙運動期間、告示日の1日になりますので、街頭や施設での演説会などの機会も限られてまいります。このことから、立候補者が政策や目指す町の姿が有権者には十分伝わっていかないおそれがあるところでありまして。やはり、思うところは、選挙がないことで、議員がおっしゃったとおり、町民の方の政治や行政への関心が今以上に薄まってしまうおそれがあることであります。

したがって、選挙が、やはり政治や行政への関心を持つことに一定の効果あるものと考えております。

続きまして、2番目のなり手不足の要因でございますが、議会議員の近隣市町村の状況を見ますと、平成29年9月の高山村議会、平成30年4月の中野市議会、平成31年2月の須坂市議会は全て無投票でありまして、今回の統一地方選挙において県内27の町村議会議員選挙が行われましたが、山ノ内町議会、また小布施町議会も含めまして12の町村で無投票となっております。

なり手不足の状況というのは、御存じのとおり全国的な傾向でありまして、やはり共通し

た社会的要因があると思います。地方公共団体は、執行機関である行政、町と議決機関である議会の二元代表制によりまして住民福祉の向上を目指して長い間事業を進めてきているわけでありまして、現在の社会、道路や水路、上下水道などの生活基盤は整備されておりますし、さらに健康や福祉、教育、文化、また産業や防災防犯など、暮らし全般にわたる政策もやはり一定の水準に達していると言えると思います。こうした住民の皆さんの生活全般にわたるさまざまな事項が、国の法律や県あるいは町の条例や規則の整備によりましていわゆる制度化されているわけでありまして。

これは、あくまで私の推測でございますが、住民の皆さんの生活にかかわる事項が既に制度化されておりまして、住民の皆さんがみずからの生活が一定数に達していると感じ、現状に特に大きな不満がなければ、やはり政治やさまざまな施策に関心が薄れがちとなり、例えば自分の生活を変えてまで議会議員としての活動、立候補しようとは思わないのではないかと、こう思うところでありまして。

なり手不足のアンケートにもありましたとおり、このほかにも家族の協力が得られないという結果が一番多かったわけでございますが、これも、ひと昔前、自治会単位で出られたときは名譽的な要素もあったわけですが、昨今は家族が議員となった場合の負担のほうがご家族が感じるというふうに感じております。

また、議員報酬についても、議員として活動しても一定の収入や安定した生活ができる場合、現在の小布施でもなり手は考えられますが、やはり現職で働いている方にとっては大幅な収入減となりますので、議員になるために立候補することは難しいと考えております。こういうところに、なり手不足の要因については、そんなふうに考えております。

3番目の行政の対応でございますが、町議会議員が3期連続して無投票であった状況を考えますと、今後もさらにこの立候補については、定足数に達するか、あるいはそれより下回ることも予想されます。こうした状況を考えますと、町としては、先ほど申し上げましたとおり、議決機関のある議会の存在なくして行政というのは進めていくことができないわけでありまして、このことは、おっしゃるとおり、町全体の課題として考えていかなければいけないと強く認識しております。

二元代表制における執行機関の長と議会は、それぞれやはり独立した立場でございます。議会におきましては、町の予算や条例を審議していただきまして、この執行を決定する町の意味決定機関でありますから、議会の議員となる方は、行政のあり方や町のあるべき姿にみずからの考えや理想を持っていることがやはり求められると思うわけでありまして。

したがって、議会議員になろうとする方に、要するに行政と立ち位置が違うというか、みずからの強い意志を持って立候補することが求められますので、こうした点を踏まえすと、町が町民の皆さんに対して立候補にかかわるいろんなことにかかわるといことは、基本的には適正でないと考えております。

改めて、先ほど申し上げましたとおり、やはり議会議員の議会の議決なくして、我々行政とすればさまざまな執行ができないわけでございます。そこで、その議決なくして町民の方の生活が成り立たないという、こういった点について、やはり我々としてもいろいろ町民の方に周知していく必要があると考えております。議会報では皆様方の活動を議会報を通じてお伝えしているわけですが、例えば町を通じまして町民生活にかかわる大きな大切な事項が町議会によって初めて執行できるということ、やはり媒体を通じて伝えていければと考えているところであります。町議会の果たしている役割をわかりやすく詳細に伝えていくということ、町としても考えていきたいと考えております。

ちなみに、町村総会の開催を摸索した高知県大川村では、村長名と議長名の連名で総務大臣宛てに要望書を提出しております、ことしの4月13日付でございますが。内容は、地方自治で規定している議員の兼職禁止規定が議員の立候補の壁になっているとしまして、地方自治体の実態に沿った地方自治法の改正、これを要望するものでございました。こういった点を踏まえまして、やはり町といたしまして国全体の動向等を踏まえて、また、先ほど申し上げましたことも踏まえて、町としてこの対応を考えていければと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小淵 晃議員。

○10番（小淵 晃君） 副町長の答弁の中で、議会が健全でなければならないという、その点については十分理解いただいております。しかし、現実に議会のなり手がいない、これは先ほど選挙が大変というような、こんなこともお話しになりましたが、それ以上に議会って何をやっているかわからないという、わからないから立候補がしづらいという部分もあると思うんです。これは、議会というのは議員と行政で組み立っているものであって、その辺についてはやはりしっかり関係すると思いますし、また、中には議会が見えないという。その方法についても、今までは町報でやってもらったり、同報無線でやっていただいたり、いろんな形で町民の方にアピールをしていただいておりますが、もっと何かあるはずだと。何かこういう状態であるので、これを一步前に進めるには、もっと何か考えていくべきだと。現状でいいという話にはならない。そう思うので、例えば議会が見えないという話でありま

したら、やはりホームページの中に議会の部分をもう少し町民の方にわかりやすくやるとか、あるいは今までやっている町報、同報無線の部分、あるいは議会カフェみたいなものを開くなり、そういうものをやはりやっていく必要もあるんだと思うんです。

一方で、我々議会も議会だよりや議員それぞれが議会報告会あるいは議会全体での報告会等々で、やはり見える議会をつくっていく、これは双方で努力しなければいけないと思います。また、議員が遠いという、そんな意見もありました。これは、やはり議員が日ごろの日常活動が不足したり、あるいは個人演説会をしっかりとやる。そういう議員自身の積極的な取り組みが欠けていたからだと思います。

また、議員になりたくてもなれないという要素があるわけです。それは、議員の兼業制限というのがありまして、御存じのように、大川村、先ほど言った大川村では、議員の兼業宣言に該当する法人名を公表して、なれる枠を広げて、そういう立場の公表した範疇の企業の者は議員になってもいいんだという、これは議会で決めるだけではなく、行政のほうで条例を制定していただかなければならないわけでありまして。

それから、婦人なり若い主婦が出てくるとなれば託児所をつくるとか、あるいは議会中は保母さんがついてやるとか、そういうことも必要であるし、それから、検討しても意味はないと思うんだけど、夜間だとか休日議会をやるとか、そういうこともやはりともに考えていく。これは、議員の中で議論しても完結できない範疇があるわけでありまして。

そのような点で、行政が議員のなり手不足は議員のほうで対応してくださいよというそういうレベルをやはり一歩踏み出して、議員のなり手がいないということは町の町民力を落としていく、町の行政に対する関心を薄めて町民力を落としていくという、そのような観点から捉え、やはりこの小布施というこの4キロ四方の中がゆえに何かできるのではないかと、何かやらないといけないんじゃないかと思うわけでありまして。

そういう意味では、議会任せあるいは議員任せではなく、行政もこの問題について真剣に取り組んでいこうという、そんな思いがあるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（関悦子君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） ご質問を受けてから、改めて申し上げましたとおり、議会と行政のあり方を考えたときに、先ほど申し上げましたとおり、町のいろんな予算とか条例等を初めてお認めいただいて1年ごとの施策を執行するわけでございます。極端な話、仮に議会が会議として成立しない場合はどうなのかということまで考えたわけでございまして、人数が極端に減ってくれば、これは会議が成立しなくなって、地方公共団体として立ち行かなくな

ってしまうわけでございます。そういう意味では、議員おっしゃるとおり、これからそういった、先ほど申しましたとおり、なかなか議員のなり手がさらに減少していく中で、町といたしましても、まさに町全体の課題としてこれは取り組んでいくべきことだと、先ほど申し上げましたとおり、認識しなければいけないと改めて考えております。

行政としてやはりやれることというのは、立場的にもあるだろうと。ですから、個々の理事者等々が個々にいろんな形でこういうことができるんですが、行政が事務としてやはり候補に声をかけること、それはやっぱりできないだろうと。公募というのは基本的には選挙と同じわけですね。ですから、それは選挙で行われているということになりますので、今おっしゃられたとおり、町全体として私のほうで先ほどいろんな、こんなことを議会では議決していただきましたと、これが町民の皆さんにこういうことではね返ってきますみたいなことは、ぜひまた町報等でも取り上げていきたいと思っておりますし、今おっしゃられたほかの媒体、ホームページもありますし、これからLINEもございますので、議員さんの活動の見える化については、できる限り議会からお受けすることも踏まえて新しくホームページもつくりますので、考えていければと思っております。

さらに、やはりなりたくてもなれない方がいるという、そういった状況も確かにいろんな兼業等禁止の中であると思っておりますので、大川村では、今議員さんおっしゃったとおり、なれる団体等の指定をして、そういったところに勤める方はなれるということにしました。この小布施の町の場合、どんなことが可能かも考えていきたいと思っておりますし、奥様でお子さんがいてなかなかできない方については、そういったこともあり得るということで、これ、どんなふうにならぬとお伝えしたらいいかわからないんですけども、そういった制度的により議員になりやすい環境づくりというのは、やはりともに考えてつくっていかねばいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○10番（小渕 晃君） 続いて、第2項目めについてお伺いいたします。

空席になっている総務課長の対応についてであります。

お手元の質問通告書は5月21日に提出させていただいたものですので、それ以降2週間を経過しましたので、内容の鮮度がかなり落ちていることをご承知おき願いたいと思っております。

3月31日付で田中前総務課長が定年退職をされました。その任務を副町長の久保田副町長が兼任されています。

そこで、伺いたいのでありますが、総務課長の重責を副町長との兼任では、適正な行政を執行するためにはかなり無理があります。早期に総務課長の任命をされたし。

また、それに関連して一般職員の異動はどうなるのかを、一般質問通告書で申し上げてきたところでもあります。

ところが、7月4日開会されました小布施町議会の令和元年6月会議に議案第2号で小布施町組織条例の一部を改正する条例として提出をされ、その概略説明がなされたところではありますが、改めて伺いいたします。

それから、2項目めとして、例年は町報おぶせ4月号の行政組織欄に役場組織の事務分掌が掲載されていますが、本年はどうなるのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、大変お疲れさまでございます。それから、早朝から傍聴においでくださっている皆さん、ありがとうございます。ただいままで自治会長さん方もお見えでございましたけれども、自治会長会合のために、残念ながらちょっと中座をされましたけれども、ほとんど全員の皆さんがお見えになっていただいたと思います。改めて御礼を申し上げます。

ただいまの小渕議員からの質問について答弁申し上げますが、ご質問にありました経緯と、それから目的、狙いについて答弁を申し上げます。

本年4月から総務課長は空席となっております。副町長が総務課長事務取扱という変な名前ですけれども、職務を代行していただいております。本来であれば、総務課長の人事発令を4月1日付で行い、総務課の事務執行に万全を期すところでもございましたけれども、地方創生人材支援制度において国から当町への職員の派遣が7月以降に行われるということになりました。国からの派遣時期を考慮して人事発令を延期しているものでございます。

私は、来年、東京オリンピックが終わってからの日本の国のあり方、これはもう経済的、政治的、社会的、本当に大きな大価値観の変容がある、国においてもそうだろうと思いますし、ひいては地方行政、あるいは小布施町のあり方についても心配をしておるところであります。それは、現実にはさまざまな社会において価値観の大転換が実はもう、皆さんもご案内のとおり、次々に起こっているわけでもありますけれども、何となく来年のオリンピックまでは据え置きみたいな形になっているかなというふうに思います。

私は、特に地方行政の枕言葉のように言われる地方行政をめぐっているいろいろな環境は厳しいとか、そういう言い方というのは極めて嫌いなほうでありますけれども、今回の大変化においては相当私も心配をしております。これからのこの一、二年で、これからの5年、10年とはいいません、5年ほどの大転換期において、その小布施町の方向性、これを定めたり、その具体的な方法論などについて、議員の皆さんはもちろんでありますけれども、町民の皆さんとの真摯な意見交換で決めていかなければならないというふうに思っております。

そんなことから、先ほど来いろんな話の中にも出ておりますけれども、小布施町の行政職員、あるいは外部の皆さんも少しお願いをしていますけれども、7つほどのプロジェクトを立ち上げて、それを今遂行中でありまして、本年度中に、これも議員の皆さん、ぜひご理解をいただきたいわけですが、町民の皆さんとの協働でつくっていく総合計画や総合戦略などがその骨子になっていくものというふうに考えております。当然、その骨子になるべきものは、私が皆のも含め、その粗々を用意していかなければいけないというふうに思っております。

ですけれども、小布施町の職員の皆さんは、議員の皆さんもご承知のところでございますけれども、日常の業務が大変忙しいところであります。相当腕の立つ職員さん、頭の立つ職員さん、大勢おいででありますけれども、ほかの市町村に比べても、まず本当に自分の毎日の業務、どんどん広くなる業務に忠実であるがために、本当に骨を折っていただいているという状態であります。そのことには、深く感謝とともに敬意を払っておりますが、その上に新たなプロジェクトが乗っかるというのものなかなかきつい大変なことであります。このことをご理解をいただいていると思います。そういう中で戦略性に富んだ施策をつくっていくこと、これは絶対人数でも不足しているのではないかとこのように思います。この2年間ほど、専門性にすぐれて、また、プロジェクトあるいは総合戦略などの骨子などをまとめるように中心になるような人材が何人か必要だというふうに考えております。

それで、先ほど寺島議員からのご質問にもありましたけれども、いろんなものを進めていくには部局を横断していかなければいけないんだというようなお話もありました。そういう中で本部的なものも、あれはA I本部ということでございましたけれども、一事が万事だと思っておりますけれども、そういうものやっていくときにやはり庁舎内だけでは難しいということもございます。そういうことから、先ほども西原課長のほうから紹介もありましたけれども、株式会社電算をお願いをしてICTの専門家を2年ほど派遣をお願いいたしました。

また、昨年10月に内閣府のまち・ひと・しごと創生本部に伺って、直接強い希望として、

このような状況をお話をして、人材支援制度における人材派遣の要望をさせていただきました。同時に国道403号のさらなるご支援もお願いをしたわけでありますが、その際、前向きに検討するというございました。さらには、その人材は国交省であるのか、総務省であるのかというような細かいお話もさせていただきましたが、これから国とのパイプを考え、国交省も欲しいけれども、ぜひ総務省からお願いをしたいという経緯がございます。そして、その後、県を通じて照会があり、本年3月、県を通じて内示を受けたところであります。

ところが、その際、私どもで誤算がございました。人事でございますから4月からというふうに思っていたのですが、中央官庁の人事は7月であるということで3カ月ほど空白期間を生んでしまいました。4月から体制を組みというふうに思っておりましたが、7月に人事発令を延期させていただいたわけであります。大変忙しい中、恐縮ではありましたが、3カ月間、副町長に総務課長職兼任のお願いをした、これが経緯でございます。目的もそのとおりでございます。

国の地方創生人材支援制度は、地方創生に積極的に取り組む市町村に対して、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者あるいは民間人材を市町村長の補佐役として派遣するものであります。地方創生に関し、まち・ひと・しごと創生戦略に記載された施策の推進を中核的に担う者とされているわけであります。私どもでは、大学研究者や民間人材は、なかなか小布施町の場合は恵まれております。ですので、特に国家公務員、その中でも総務省からの派遣をお願いしたものであります。総務省からは、制度の趣旨にかなう優秀な職員が派遣される予定であり、町では課長職として受け入れる予定をしております。

なお、議会初日に財務課を設置する小布施町組織条例の一部を改正する条例を上程いたしました。組織の改正にあわせて、総務課長も人事発令を、総務省からの派遣職員も含めた7月1日に行ってまいります。7月1日付で人事発令を行いますので、2番目のこれはどうするんだということでもありますけれども、町報7月号に新たな役場組織表を掲載してまいりたいというふうに思っております。

ですから、今回の組織異動というのは課長職、まだ誰がどうだということは決定しておりませんが、課長職のみを考えているところであります。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○10番（小渕 晃君） 総務省から優秀な方がお見えになるということ、大変期待をしているところであります。

内示もなされていない段階で聞くのもやぼだと思いますが、年齢的にはどのぐらいの方がお見えになるのかということと、それから、その方の身分、総務省に身を置いて出向みたいな形でお見えになるのか、あるいはお見えになった人の報酬とか、そういうものに対しては総務省で見てくれるのか、小布施で見るのか、その辺の概略、差し支えのない範囲で結構ですが、わかったらお示してください。

○議長（関 悦子君） 町長。

○町長（市村良三君） 再質問にお答えいたします。

年齢は20代後半の非常に若い方ではありますが、課長職を考えております。一旦国を退職して、2年程度でまた再度国へ戻るということで、その間の活躍もそうではありますが、その後の小布施町と総務省との関係も非常に重要視して考えておるところであります。

それから、何課長というのは、これから課長の皆さんとよく相談の上決めていって、できるだけ早く皆さんにもお知らせしたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 以上で、小渕 晃議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 一 広 君

○議長（関 悦子君） 続いて、7番、小林一広議員。

〔7番 小林一広君登壇〕

○7番（小林一広君） 通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

保育料無償化で幼児教育・保育はどうなるのかということで質問させていただきます。

いよいよ10月から幼児教育無償化が始まります。先ほど大島議員も同様の質問をされております。一定の答弁をいただいておりますので、私としては大島議員と違った視点で質問させていただきたいと思います。何分ちょっと気を使うところもあるので、失礼のないように質問させていただきたいと思います。通告の質問の要旨は一緒なんですけれども、ちょっと言い方を変えておりますので、すみません、失礼します。

今の社会における経済状況の中、収入が十分でない若い世代や幼児期の教育費が家計を切迫している現在、少子化対策や1億総活躍社会の政策のもと、国としての重要施策として打ち出された幼児教育無償化でございます。実際、幼児教育無償化は、国の施策の柱の一つで

ある人づくり革命の具現化を図るもので、全面無償化に対応するだけの受け皿が、ハード面、また保育士、親という人の面でも十分なされるかが疑問であります。やはり保育士の仕事量の増大、また精神面での負担も懸念されます。

そこで、このことによりメリット、良い面とデメリット、懸念される面が当然出てくるかと思えます。行政では、この無償化をどのように捉えているのかをお聞きしたいと思います。

また、さらに、社会情勢の変化により保育需要が伸びる中で、保育の無償化も始まることにより親の経済面での変化とともに親の子育てに対する精神面での負担、不安も新たに懸念されると思えます。子育ては、経済的、体力的、また精神的に親の強さが必要でございます。子どもと過ごすことにより愛情が育まれ、子どもも親といることで安心感が生まれます。また、無償化で核家族化の進行も考えられます。世代を超えたつながりが少なくなり、親自身が世代を超えたつながりで学ぶ子育てを学ぶ機会が少なくなる可能性も考えられます。子育ては親の役割が大切だということを認識していただき、保育園などの預かる側と一緒に親とのきずなの大切さを失わないようにする仕組みが大切だと考えます。町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

〔教育次長 三輪 茂君登壇〕

○教育次長（三輪 茂君） それでは、小林議員の質問にお答えいたします。（１）と（２）、あわせて答弁をさせていただきます。

今回の幼児教育無償化の趣旨につきましては、少子高齢化という国の課題に取り組むため、本年10月に予定されている消費税の財源による財源を活用して、子育て世代や子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度への大きな転換を図ることにあります。

20代や30代の若い世代が理想とする子どもの数を持たない理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるとというのが最大の理由となっております。今回の無償化は、これまで段階的に推進してきた負担軽減策を一気に加速するものであります。

幼児教育無償化を行政はどのように捉えるかのご質問ですけれども、無償化のよい面は、その目的のとおり、子育て世代の金銭面での不安が減ることだと思います。一方で懸念される面につきましては、議員の皆さんもご指摘のとおり、十分な保育環境と財源が確保できるかということだと考えます。無償化の前に考えるべきはマンパワーの確保であり、その財源を将来ある若い保育士の養成や潜在保育士の掘り起こし、保育現場で頑張っている保育士の

処遇改善、資格がなくても保育に携われるボランティアや応援隊の養成、自宅などでみずから保育にいそしむ保護者への支援などに向けるべきではなかったのかと考えます。

また、子育ては親の役割が大切であるという議員のご意見についても、全く同感であります。3歳以上児につきましては、小学校入学へのつなぎの意味合いもありますので、基本的には園に出していただき集団生活を送っていただくことが肝要かと思えます。町といたしましても、保育園、幼稚園を通して保護者の皆さんの子育てを支援、応援できるよう、可能な限りお手伝いをしてまいります。

家庭での保育が可能な保護者にあっては、園では得られない家庭保育の魅力や達成感があることから、家庭で保育しやすい環境づくりのお手伝い、また、お困りがあるときにはエンゼルランドセンターなどで気軽に相談ができるよう、職員体制も充実させていきたいと考えます。

幼児教育無償化の動向を注視しつつ、さまざまな関係機関の皆さん、また地域の皆さんのお力やお知恵をおかりしながら、積極的に子育て支援に取り組んでまいりたいと思えます。また、議員ご指摘の親と子のきずなを大切にする仕組みについても研究をしてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） 町ではエンゼルランドセンターというすばらしい施設があります。非常にますます利用価値が高まるというふうに考えております。

また、今、保育士の処遇改善ということでございます。非常に大切なことであるというふうに理解しております。しかし、やはり保育士が不足することにより、いろいろ問題になります。そういった中で保育士の人間力というか資質向上の課題、また、幼稚園、保育園の教育、保育に関する質の課題も問題になるかというふうに考えます。そういった問題をクリアして、地域を担う新しい世代がまた伸びていくことに期待をいたしております。そういった保育士の資質向上、また、保育園、幼稚園の教育、保育の質の課題に対してはどのように考えているか、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） 保育士の不足ということは長年の課題でございますけれども、やはりその中でやりくりをしながら研修等々にも出席をしていただきたいと思いますと考えております。また、保育士等もコミュニケーションを密にいたしまして現場の課題を共有をしながら

ら、課題解決に向けて一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で、小林一広議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

明日は午前10時に再開をいたしまして、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。

書面通知は省略をいたします。

◎延会の宣告

○議長（関 悦子君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時34分